

平成21年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月8日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○議案第53号 板倉町監査委員の選任について	7
○議案第54号 板倉町公平委員会委員の選任について	8
○議案第55号 板倉町公平委員会委員の選任について	8
○議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について	9
○議案第57号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	10
○議案第58号 区域外道路の認定の承諾について	11
○議案第59号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部改正について	13
○議案第60号 町道路線の廃止について	13
○議案第61号 町区域の変更について	15
○議案第62号 簡易ほ場整備モデル事業計画概要の決定について	16
○議案第63号 損害賠償の額の決定について	18
○議案第64号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について	19
○議案第65号 平成21年板倉町一般会計補正予算(第3号)について	20
○議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	29
○議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい て	30
○議案第68号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	36

○議案第69号	平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	37
○議案第70号	平成21年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について	40
○議案第71号	平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第72号	平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第73号	平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第74号	平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第75号	平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第76号	平成20年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	41
○議案第77号	平成20年度板倉町水道事業会計決算認定について	41
○監査報告		67
○陳情第2号	核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書について	67
○散会の宣告		67
	散会(午後3時52分)	68

第2日 9月9日(水曜日)

○議事日程		69
○出席議員		69
○欠席議員		69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		69
○職務のため出席した者の職氏名		70
	開議(午前9時00分)	71
○開議の宣告		71
○一般質問		71
	青木秀夫君	71
	小森谷幸雄君	83
	川野辺達也君	95
○散会の宣告		105
	散会(午後0時12分)	106

第3日 9月10日(木曜日)

○議事日程		107
○出席議員		107
○欠席議員		107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		107

○職務のため出席した者の職氏名	1 0 8
開 議 （午前 9時00分）	1 0 9
○開議の宣告	1 0 9
○一般質問	1 0 9
石 山 徳 司 君	1 0 9
秋 山 豊 子 さん	1 2 1
延 山 宗 一 君	1 3 4
○散会の宣告	1 4 3
散 会 （午後 0時07分）	1 4 3

第10日 9月17日（木曜日）

○議事日程	1 4 5
○出席議員	1 4 5
○欠席議員	1 4 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 6
開 議 （午前 9時00分）	1 4 7
○開議の宣告	1 4 7
○諸般の報告	1 4 7
○議案第71号 平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	1 4 7
○議案第72号 平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第73号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	1 7 1
○議案第74号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
○議案第75号 平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 6
○議案第76号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 8
○議案第77号 平成20年度板倉町水道事業会計決算認定について	1 7 9
○常任委員会委員長報告	1 7 9
○陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要 請書について	1 8 0
○閉会中の継続調査・審査について	1 8 0
○町長あいさつ	1 8 0
○閉会の宣告	1 8 2
閉 会 （午前11時58分）	1 8 2

板倉町告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年9月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成21年9月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年9月8日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第53号 板倉町監査委員の選任について
 - 日程第 4 議案第54号 板倉町公平委員会委員の選任について
 - 日程第 5 議案第55号 板倉町公平委員会委員の選任について
 - 日程第 6 議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第 7 議案第57号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第58号 区域外道路の認定の承諾について
 - 日程第 9 議案第59号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第60号 町道路線の廃止について
 - 日程第11 議案第61号 町区域の変更について
 - 日程第12 議案第62号 簡易ほ場整備モデル事業計画概要の決定について
 - 日程第13 議案第63号 損害賠償の額の決定について
 - 日程第14 議案第64号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
 - 日程第15 議案第65号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第16 議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第17 議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第18 議案第68号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第19 議案第69号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第20 議案第70号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第21 議案第71号 平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第22 議案第72号 平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第23 議案第73号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第24 議案第74号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第25 議案第75号 平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第26 議案第76号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第27 議案第77号 平成20年度板倉町水道事業会計決算認定について
 - 日程第28 陳情第 2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書について
-

○出席議員（14名）

1番	川野 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	荻野 美友 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	塩田 俊一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗原 実 君
教 育 長	鈴木 実 君
総務課長	小野田 吉一 君
企画財政課長	中里 重義 君
戸籍税務課長	長谷川 健一 君
環境水道課長	鈴木 渡 君
福祉課長	北山 俊光 君
健康介護課長	荒井 英世 君
産業振興課長	田口 茂 君
都市建設課長	小野田 国雄 君
会計管理者 職務代理者	荒井 利和 君
教育委員会 教務局長	小菅 正美 君
農業委員会 農事局長	田口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗原 光 実
庶務議事係 長	石川 英 之
行政安全係 長兼 議事事務局 書記	根岸 光 男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第73号をもって招集されました平成21年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。本日、平成21年第3回の板倉町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

今年の夏は昨年とは違い、猛暑日が少ないような感じがいたしました。人にとっては多分過ごしやすい夏となりましたでしょうが、農作物にとってはどう影響するのか、収穫の時期を迎え心配されるところでもございます。リーマンショック以来の不況が続く中で、麻生内閣のもと定額給付金を初めとする緊急的な生活支援臨時交付金や経済危機対策臨時交付金、雇用面では緊急雇用対策事業などを実施してまいりましたが、その影響かとも思いますが、みなし経済は若干上向きへと推移しているようであります。しかし、雇用面では、過去最大の失業率となっておる状況でございまして、実需面から見ましても、実質経済、まだ底荒れの状況が続いている状況と言えようかと思っております。

そして、議員各位ご承知のとおり、さきの衆議院選挙では、自民党が1955年の結党以来初めて民主党の圧勝によりまして第一党の座を譲り渡さざるを得ない状況になりまして、政権交代が確定をいたしておるわけでございます。この大きなうねりによって、大勝をした民主党によるマニフェストに従い、政局が動いてまいりましてでございます。31日に平成22年度の概算要求がまとまったところでの政権交代となったわけですが、今後の地方財政への影響がどう出てくるのか予測のつかない状況でございます。生活第一と訴えてきた民主党でございますので、国民には優しく、自治体には厳しくという方向へ進むのかどうか、しばらくは政局を見詰めていくしかないというふうに感じております。

町といたしましては、先日も台風11号の接近がありましたが、幸い被害もなく通り過ぎていきましたが、館林の市内で発生をいたしました竜巻被害も我が町で起こっても特別不思議ではないような事案でございまして、館林さんの対応についても後日指導をしっかりと受けてまいりたいと思っております。9月6日に、ついおとといですが、町の防災訓練開催をされましたが、こうした訓練を通して、関係団体あるいは町民が災害に対する意識を高く持っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、新型インフルエンザにつきましては、年頭からその災禍の報告が報道されてまいりましたが、いつとき感染拡大の減少あるいは弱毒性の確認、6月以降のシーズンオフ的時期に入るといふ、そういった条件から、安堵感が流れたものの、高温多湿下の感染拡大、意外なほどの感染力の強さがここに来て再認識をされておまして、現下のシーズンオフ中にもかかわらず、大流行の兆しを見せながら、緊張と警戒に入っ

いる状況でございます。近隣の中学校でも集団感染が何例か確認をされ始めたことから、当町各学校においては、関係者間の連絡会議等も密に持つ計画のもと、群馬県保健福祉事務所、町とも連携を保ちつつ、その防止策に英知を結集させながら、まずは各児童生徒1人当たり10枚のマスク配布等を行ったところであります。今後大流行を想定し、昨日も課長会で真剣に話し合ったわけでございますが、担当部署にその対応を抜かりなきよう検討、確認作業を徹底させてまいりたいと思っております。

さらに、事故多発により、非常に大きな問題となっておりました岩田地区の県道斗合田一岩田一岡里線と国道354の交差点への信号機設置要望の件であります。群馬県警察本部長名の過日入札公告が出されまして、それを確認をいたしますと、その内容から後期約1カ月、9月10日から10月9日と明示をされておりました。そういった工事概要が示されていることから、町はもとより、地元住民あるいは関係機関、県議さん等のご協力により、異例のスピードでその実現がようよう公言できる状況と言えようかと思っております。ほっと安堵のため息がつける状況であると思っておりますが、信号機設置のその日までまだ日にちがあるわけでございますので、さらに事故が起きないように引き続き注意を払っていきたいと思っております。

いよいよ秋になりまして、イベント等もこの先多くございます。一昨日は総合防災訓練をお世話になりましたが、それらを初めといたしまして、町民体育祭あるいはコスモスまつり、福祉まつりと同時開催であります交通安全フェスティバルあるいは町民文化祭など予定されておりました。議員各位にもご指導とご出席を賜る予定となっております。

今回の定例会につきましては、平成20年度決算の認定に係る議案が主なものでございますが、今回の議会には議案第53号から77号まで25件を上程させていただいております。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりますが、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は25件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、陳情1件が提出されております。

次に、町長から平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第5号で提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 秋山豊子さん

11番 荻野美友君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、9月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、9月1日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月8日から17日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議案第53号から議案第70号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第71号から議案第77号について提案者からの議案説明のみを行います。次に、陳情第2号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の9日には一般質問を行います。

第3日目の10日には午前中に一般質問を行い、午後からは総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

9月11日から13日までを休会とします。

第7日目の14日は総務文教福祉常任委員会を、第8日目の15日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成20年度の決算について事務調査を行います。

16日を休会とし、最終日の17日は、議案第71号から議案第77号について審議決定をします。続いて付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの10日間と決定いたしました。

○議案第53号 板倉町監査委員の選任について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第53号 板倉町監査委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第53号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。監査委員の選任についてということでございます。

本案につきましては、監査委員2名のうち塩田兼男君が平成21年9月16日をもって任期満了となり、今任期をもって退職されたいとのことでございますので、これに伴います後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、高瀬博通君。生年月日、昭和15年5月19日。住所、板倉町大字飯野2031番地を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

高瀬博通君は、人格は高潔で、行政内容にも精通しておりますので、適任者として監査委員に選任したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は同意することに決定しました。

○議案第54号 板倉町公平委員会委員の選任について

議案第55号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第54号と日程第5、議案第55号の2件は、板倉町公平委員の選任関係であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第54号ないし議案第55号について、その理由をご説明申し上げます。板倉町公平委員会委員の選任についてでございます。

議案2件につきましては、任期満了に伴う人事で、関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げたいと思っております。

現在、板倉町公平委員会委員を務めていただいております石井榮君が9月20日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。

また、現在、板倉町公平委員会委員長を務めていただいております高瀬保秀君が9月20日をもって任期満了となりますので、これに伴います後任の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、関根和雄君。生年月日は昭和21年12月3日。住所は板倉町大字西岡1381番地を選任いたしたく、地方公務員法第9条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

両名ともに人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、民主的な事務処理に深い理解をお持ちであり、また行政内容にも精通しておりますので、適任者として公平委員会委員に選任をしたいと存じております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

これより議案第54号 板倉町公平委員会委員の選任について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は同意することに決定しました。

議案第55号 板倉町公平委員会委員の選任について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は同意することに決定しました。

○議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第6、議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてについて提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、平成21年5月22日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、板倉町国民健康保険条例においても、出産育児一時金等について、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、一時金を4万円引き上げまして、35万円から39万円とするものでございます。

また、本案につきましては、本年10月から平成22年度末までの時限的措置となっているものでもございま

す。

以上、板倉町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご清聴の上、ご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第56号 板倉町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

先ほどの町長の提案理由のとおり、出産育児一時金を本年10月1日から従来の35万円から39万円に引き上げるものでございます。

それから、なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関におきましては、そこで出産した場合ですけれども、それ限度額が42万円ということになります。

それから、今回の引き上げに伴いまして、直接支払い制度が導入されまして、被保険者が病院等の窓口で現金で支払わなくても済むようになりました。妊産婦の経済的負担の軽減を図る措置がとられたということです。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議案第57号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第57号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第57号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、廃棄物の適正な処理を行うための町のごみ指定袋の販売価格の見直しを図るものでございます。

現在、町内でごみを排出する場合には、一般家庭ではごみの種類に応じて5種類の指定袋へ、また事業所のごみについては、3種類の指定袋へ分別して排出するように定められております。ここ数年、本町へ転入された方々を中心に、ごみ指定袋の販売価格が他の市町村に比較して高いとの意見が多く寄せられており、近隣市町等の販売価格等を調査、再検討をした結果、ごみ袋の種類と販売価格の見直しを行うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての細部についてご説明を申し上げます。

板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第6条、一般廃棄物の処理手数料の中の別表第1の一部を改正するものでございます。

具体的には、一般家庭の生ごみ用の指定袋、10リットルと30リットル、事業系可燃ごみ指定袋45リットルを廃止いたしまして、一般家庭の生ごみ用、燃えるごみ用、空きかん用、空きびん用、危険物の指定袋1枚当たりの金額を半額にするものでございます。改正後の金額につきましては、ここにありますとおりでございます。

施行日につきましては、平成21年12月1日から施行したいと考えておりますので、何とぞよろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議案第58号 区域外道路の認定の承諾について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第58号 区域外道路の認定の承諾についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第58号について申し上げます。区域外道路の認定の承諾についてでございます。

本案につきましては、大高嶋防災ステーション内に設置する水防センターの建設に伴う町道認定に先立ち、北川辺町から区域外道路の認定に関する承諾を求められていることから、道路法第8条4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第58号 区域外道路の認定の承諾についてご説明を申し上げます。

板倉町及び北川辺町にまたがりまして整備をされております河川防災ステーションに緊急時の災害復旧活動の拠点として水防センターが建設が進められております。水防センターにつきましては、地域住民の皆様に広く活用できるよう考えております。

認定する路線でありますけれども、北川辺町で認定する1路線について承諾をお願いをするものであります。

3ページの平面図をごらんいただきたいと思っております。青色の線が埼玉県との県境となっております。図面でもおわかりのとおり、認定予定路線が板倉町と北川辺町の間で複雑に入り組んでおりますので、県境に沿った認定では道路の維持管理上、合理的ではなく、支障を来すことから、今回北川辺におきまして、板倉町部分を町道として認定をするために、事前に板倉町の承諾を得ようとするものであります。

1ページの協議内容でありますけれども、場所につきましては、板倉町大字大高嶋字島悪途地先、（仮称）大高嶋・飯泉河川防災ステーション内になります。起点・終点とも板倉町大字大高嶋字島悪途地先になります。面積につきましては、1,121.5平米であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議案第59号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第9、議案第59号 板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第59号についてご説明を申し上げます。板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、板倉ニュータウン地区地区計画の変更に伴い、板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものでございます。

板倉ニュータウン建設事業の見直しの主な内容につきましては、新住宅市街地開発事業区域を縮小し、区域外となった北部地区の用途変更を住宅系から産業系に変更し、あわせて居住環境の良好な住宅市街地と産業との調和ある発展を誘導するため、建築物等の用途の制限等の地区計画を変更をしたものでございます。

今般、新住宅市街地開発事業の変更、用途地域の変更及び板倉ニュータウン地区地区計画の変更に関して、都市計画法に基づく手続が完了いたしまして、平成21年8月11日をもって変更、告示になったことにより、「板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、なお、担当課長の説明は省かせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。
これより議案第59号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願ひます。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議案第60号 町道路線の廃止について

○議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第60号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第60号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、同じく板倉ニュータウン建設事業の施行に伴い、事業区域内の町道路線を廃止するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第60号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

板倉ニュータウン建設事業に伴いまして、新住宅市街地開発事業区域を変更した結果、区域外となった事業区域の開発行為を行うに当たりまして、町道路線を廃止をする必要が生じたため、廃止を行うものであります。また、一部新住区域でありますけれども、町道として認定をされていますけれども、現況はありませないので、あわせて廃止をするものであります。

2ページの廃止路線図をごらんいただきたいと思います。板倉ニュータウンの泉野地区で県道板倉一粉谷一館林線から北側になりますけれども、ここの区域の開発行為に伴いまして、既存の町道認定路線が残っていることから、認定の廃止をするものであります。なお、廃止する路線でありますけれども、1ページになりますけれども、28路線、総延長1万984.6メートルであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。町道ということで、今、この区域内に含まれている土地の長さとか、そういうのを伺いました。これ仮に町道があったということは、この決済が今まで行われていなかったという裏返しではありますので、その区域内が工業団地として転用されたということで、その土地の面積分が含まれるわけです。町道ということは町の所有権が存在するという認識の中でいきますと、これ工業団地に転売された場合、その代金の行き先などはどうなっているのかということは第1点。

これ中に、工業団地の中に道路を多分通行用に確保すると思うのですが、その場合は代金ではなくて、その道路面積があてがわれるのか、その辺のところはわかる範囲内でお答えいただければと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今回町道路線の廃止をさせていただくわけでありまして、工事がこういう形で残っておりますので、これからその開発するのに必要な廃止をさせていただきまして、この路線を廃止をしまして、新たにできた道路、既に北部環状線等でできておりますけれども、工業団地、これから

道路が計画してできるわけですがけれども、譲渡して、町の今ある物件を譲渡して、新たにできた道路、水路、それを町に無償で譲渡で委託、そういう手続になります。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議案第61号 町区域の変更について

○議長（塩田俊一君） 日程第11、議案第61号 町区域の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第61号について説明申し上げます。町区域の変更についてということでございます。

本案は、板倉ニュータウン建設事業の施行に伴い、板倉ニュータウン北地区の町区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、別記変更調書のとおり変更するものでございます。

なお、変更の期日につきましては、地方自治法第260条第2項の規定による告示日から実施しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、担当課長の説明は省かせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第61号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議案第62号 簡易ほ場整備モデル事業計画概要の決定について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第62号 簡易ほ場整備モデル事業計画概要の決定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第62号 簡易ほ場モデル整備事業計画概要の決定についてご説明を申し上げます。

本町の耕地面積は、全体で約2,210ヘクタールでございますが、その多くが昭和20年から30年代に実施をされました「耕地整理事業」であり、1反区画が標準で、道水路は整理されてはいるものの、幅の狭い砂利道や土水路のため、作業効率のよくない状況にあります。

その後、一部では、所有農地の集積や農業機械の大型化に対応できるよう、「土地改良事業」、いわゆる再ほ場整備が実施をされておりますが、整備率からしますと、平成19年度までの県平均が約57%に対しまして、本町は約19%と非常に低い現状にあります。この大きな要因といたしまして、事業実施に係る農家負担がございまして、所有農地が整備されるのですから、当然それ相当の経費負担は必要と考えますが、米価の低迷や農業経費の増加など不安材料が多く、事業に踏み出せない現況と言えようかと思っております。

そこで、本案の「簡易ほ場整備事業」でございますが、この事業は、基本的に現在の区画を基準に、畦畔を撤去するなどの簡易整地を行い、道路は用地の不足分のみ拡幅・砂利道とし、排水路は最小限のU字溝を施工、パイプラインも既設利用の水口移動で対応する方式で、従来より低コストでの再ほ場整備を考えております。つきましては、この事業推進と事業効果の検証を行い、今後全町的な促進が図れるよう、大荷場地区をモデル事業として、その事業計画概要をお諮りをするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本件につきましても、担当課長の説明は省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。当事者になりますので、この言葉の確認をしたいと思っております。

最小限のU字溝というのは、どういうことを意味するのか、ちょっと伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） ご承知のとおり、この事業については、推進を始めて2年目を迎えます。そういう中で、群馬県のほうと実際の設計を、概算の設計を組んでいます。ちょっと今の質問と外れる部分

もあるかと思うのですけれども、加えて重なる部分もということでお願いしたいと思います。

基本的にはエリアが限られたエリアの土地改良事業であるということで、例えば水路についてもU字溝を据えるということではなくて、土水路を考えています。当然その部分だけU字溝が入っていくと全体がということがありますので、そういうことを基本として考えていますけれども、実際現場に入って、具体的にこの中に何メートルということが入っていますけれども、そういう意味で最小限度ということにとらえていただければありがたいということで考えています。

加えて、整地についても、通常の土地改良については、いわゆる業者が整地を行うわけですが、基本的には、ここの関係者、地権者の方がいわゆる手持ちの機械等を使って整地をしていくということで、最小限のU字溝なり、工事も含めて今回やっていくということでご理解をいただければと思います。最終的にこれぐらいの数量でというのはまだ具体的に出てきておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番の延山です。ただいまのこのほ場整備ですよね。けさの朝刊で、農林予算の関係について、農地集積云々に非常に凍結なり、予算の変更があるということのニュースが載っていました。といいますと、当然この集積にもというような感じもしますので、整備モデル事業に関しての影響というものが出てくるのかなと思うのですけれども、その辺のところ、補助事業ですので、当然予算も補助金をもらわなければやっていけないということもありますので、もし影響が出るようでしたら、非常にこの事業も見直しも含めなくてはならないのかなと思うのですけれども、お願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） きのうのテレビ報道等、それと今日の新聞で、特に農業新聞に1面に載っていたのですけれども、今、議員おっしゃられるとおり、いろんなことが懸念される状況にあります。朝早速板倉町で行っている事業、あわせてこれから行うであろう事業について、特に農地集積の関係、大きい予算額が国全体でとってあります。こういうものは今後進めていく中、あるいは今までやった中で該当しているかどうか、再度検証してくれということで担当のほうには話をしております。先ほどの事業につきましても、基本的には県単事業ということですので、今の認識とすると、計画どおりやれるのではなからうかということで認識しています。農地集積の中に、一例を挙げますと、農地を集団化する、いわゆる1ヘクタール規模にしたときに、国のほうから今の資料によりますと、1万5,000円程度利用権の設定等が進めば助成金を出す、補助金を出すという制度があるのですけれども、これらについてもある時期大きくではないのですけれども、関係するだろうという農家の方にはお話をつないであるという話も伺っています。ただ、今後この事業については取りまとめでは11月ごろを予定しているということで、今まで具体的に動いておりませんが、いずれにしましても、議員心配されるとおり、懸念されるとおり、いろんなものに影響が出るのかなということを考えていますので、それについても県、当然県のほうから、あるいは国から具体的な資料は来ておりませんが、連絡をとりながら、情報を確認しながら対応したいということで考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの課長から申し上げたとおりでございますが、いずれにしても民主党のいわゆる看板の一つのある農林予算の関係を、特にその集積関係の予算については凍結をし、再検討したいという情報はご承知のとおりでございますが、これが現実はどういった形に影響してくるかということがまず1つの問題がありますが、それも含め、それを確認をした上でもなお、冒頭申し上げました県平均が57%という大きな数字の中で、板倉が実態として19%、20%程度ということで、強い要望がある場合には、これは当然町として例えばその方向性を強く指示をされれば、そういう関係の予算が減る中でも、仮定としてそういう予算が減ったとしても、我が町の農家のためになるとすれば、当然予算どりの陳情あるいは要請はしていかなくてはならないというふうに考えております。とりあえず今の段階では、先ほど課長の申し上げたとおりでございますので、静観をするというか、予算の確定がどういうふうにしていくかという経過を見たいと思っております。

一応そういうことです。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。
これより議案第62号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。
[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第63号 損害賠償の額の決定について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、議案第63号 損害賠償額の決定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第63号についてご説明申し上げます。損害賠償の額の決定についてでございます。

本案につきましては、平成14年7月19日に発生した損害賠償事故に関しまして、損害賠償の額を536万9,670円に定めることについて地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づきお諮りをするものでございます。

事故の概要につきましては、記載のとおりとなっておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

これにつきましても、担当課長の説明は省略をさせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。
これより議案第63号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議案第64号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第14、議案第64号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第64号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてでございます。

本案につきましては、平成21年5月5日から本組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が前橋市に編入されたこと、また平成21年6月1日から吉井町が同じく廃され、その区域が高崎市に編入されたことに伴う群馬県市町村会館管理組合の規約の変更でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りするものでございます。

以上、群馬県市町村会館管理組合の規約の変更についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく、担当課長の説明は省略をいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分よりでございます。

休 憩 （午前 9時57分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第65号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第15、議案第65号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第65号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,263万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億3,904万5,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に2,161万3,000円、県支出金に636万8,000円、寄附金に3万9,000円、繰入金に55万8,000円、繰越金に5,503万2,000円、諸収入に162万7,000円を追加し、町債を260万円減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に42万7,000円、総務費に2,971万9,000円、民生費に4,591万6,000円、労働費に308万4,000円、商工費に817万3,000円、消防費に101万円、教育費に546万9,000円をそれぞれ追加をし、衛生費を807万2,000円、農林水産業費を14万1,000円、土木費を294万8,000円減額をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第65号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,263万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,904万5,000円とするものでございます。

それから、次、2条でございますが、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

それでは、次の2ページをごらんになっていただきたいと思いますが、こちら第1表につきましては、ただいま町長提案理由で説明を申し上げたところでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。5ページ、第2表、地方債の補正でございますが、起債の目的、上水道事業債、補正前が750万円の限度額でありましたところでございますが、補正後は限度額ゼロ円ということでございます。これにつきましては、水道事業への出資債の起債につきましては、今回から交付税措置が適用されなくなったということでございまして、一般会計での起債での有利性がなくなったということでございまして、減額の補正をさせていただくものでございます。なお、同額を水道特別会計で予算措置をするということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、臨時財政対策債、当初2億7,000万円でございますが、今回2億7,490万円の限度額を設けさせていただきたいと思っております。これにつきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定をしたことによるところでございます。

それでは、8ページへお進みをいただきたいと思っております。まず、歳入の部でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正額1,633万9,000円でございますが、こちらにつきましては、子育て応援特別交付金1,278万円の追加、それから次の3節でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金224万1,000円の追加でございます。これにつきましては、大高嶋にございますグループホーム「なかよし」のスプリンクラー設置に係る国からの交付金でございます。

次に、2目衛生費国庫補助金でございますが、527万4,000円の追加ということでございまして、こちらにつきましては、女性特有のがん検診推進事業の国からの補助金でございます。

次に、15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金でございますが、補正額287万5,000円ということでございまして、主なものを申し上げますと、2節の障害者福祉費補助金でございますが、自立支援対策特別交付金284万7,000円の追加でございます。こちらにつきましては、生活介護、施設入所の支援、就労移行の支援等の事業に資するものでございます。

次に、4目の労働費県補助金でございますが、297万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、緊急雇用創出事業の補助金でございますが、新たに3事業を追加をするということに伴う補助金の追加でございます。内容的には固定資産税、国保税の相続データの集計・分析事業、それから人事評価導入の情報収集の事業、それと観光情報等の整備に係る事業、この3事業を予定をいたしております。

次に、5目の農林水産業費県補助金でございますが、16万9,000円の追加ということでございまして、こちらにつきましては、「野菜王国・ぐんま」の強化総合対策事業補助金でございます。

次に、9ページをお願いいたします。7目の商工費県補助金でございますが、17万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、9月1日に国の消費者庁が設置をされたところでございますが、これに伴います地方消費者行政の拡充強化のための補助金ということで、新たに発生をする補助金でございます。

次に、第15款県支出金、第3項県委託金でございますが、補正額18万円でございますが、これにつきましては、県からの委任事務の事務処理特例の交付金ということでございます。18万追加の内容としますと、動物の死体収容、鳥獣の捕獲強化等の事務処理の委託金ということでございまして、このものにつきましては、職員人件費への充当をするということで取り扱いをするところでございます。

次に、17款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金でございますが、補正額3万9,000円でございます。これにつきましては、説明にありますとおり、ふるさと納税による寄附金の受け入れということでございまして、3万9,000円を追加するものでございます。

次に、18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金33万3,000円の追加でございますが、こちらにつきましては、前年度の繰り出し分の精算による繰り入れということでございます。

次に、10ページをお開きをいただきたいと思います。18款繰入金、同じく2項繰入金、3目ふるさとづくり事業繰入金でございますが、補正が22万5,000円の追加でございます。これにつきましては、ふるさと納税に伴います謝礼を贈呈するというところでの予算措置でございまして、先ほどの寄附金では、3万9,000円の補正でございましたが、こちらでは1件5,000円の謝礼で45名分を見込んで補正をさせていただいたところでございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、5,503万2,000円の追加でございます。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。主には今回の補正の財源に充当をいたすというものでございます。

次に、20款諸収入、第5項雑入、3目雑入でございますが、補正額162万7,000円でございます。これにつきましては、農地有効利用支援整備事業補助金ということでございまして、過般の国の経済危機対策に係る補助金ということでございます。この事業の補助率につきましては、2分の1でございます。

次に、21款町債、第1項町債、1目衛生債750万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、先ほど第2表でご説明をいたしたとおりでございます。

次に、11ページでございますが、4目の臨時財政対策債、補正額490万円でございます。こちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、発行可能額が確定をいたしましたことによります増額の補正でございます。

歳入の合計のところを申し上げますと、補正額は8,263万7,000円の増額の補正ということでございます。

次に、12ページをお開きをいただきたいと思います。こちらから歳出予算に係るものでございますが、まず最初に申し上げさせていただきますが、職員の給与関係でございますけれども、今回各款項目につきまして、職員給与費の補正を計上をさせていただいたところでございますが、この件につきましては、今年度当初予算編成時の職員配置見込みと、それからその後の4月1日、それから7月1日の機構再編に伴う人事異動、さらには8月1日付の人事異動によりまして、実際の配置に変更が生じたため、現状の配置に応じた補正を行うものでございます。科目的には給料、手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金、すべてのものについての補正を行うものでございます。数字的なものを申し上げますと、一般会計では1,581万円の減額補正になります。国保会計では、812万円の追加、介護保険でも同じく965万円の追加、下水道会計においても482万円の追加となりまして、総体では678万円余の増額ということになるところでございます。この要因、原因でございますが、公的負担でございます共済組合掛金の掛金率の引き上げによる増加が要因でございます。ちなみに引き上げ率を申し上げますと、今年9月からこれまでに比べまして、0.22125%給料で引き上げになります。なお、期末手当では0.177%の引き上げということでございまして、この引き上げにつきましては、今回9月から25年の9月まで毎年同率で引き上げられることが決まっておりますところでございます。

それでは、以下、人件費に係る部分については、説明は省かせていただきたいと思いますが、順

を追ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費でございますが、補正額183万円の追加ということでございます。この内容につきましては、本庁舎床等の張りかえ改修工事の事業費ということでございます。内容的には事務室、会議室につきましては、タイルカーペットを張ると、通路、階段については、クッションフロア、2階の通路につきましては、クリーニングを行うということで計画をいたしております。

次に、13ページでございますが、6目の企画費でございます。補正額7万5,000円の追加でございます。この内容につきましては、結婚活動の応援事業ということで7万5,000円を追加をさせていただくものでございます。

次に、8目の情報推進費でございますが、100万8,000円の追加でございます。これにつきましては、生活対策臨時交付金事業で整備をいたします地上デジタルテレビ専用回線の使用料として100万8,000円を追加するものでございます。

次に、15目のふるさとづくり費でございますが、22万5,000円の追加でございます。これにつきましては、ふるさと納税事業に伴います謝礼の品代ということで、5,000円分の45名分を追加で補正をさせていただくというものでございます。なお、この謝礼の品につきましては、季楽里の商品券またはコシヒカリで5,000円相当ということで実施をしていくことで予定をしております。

次に、17目地域活性化経済危機対策費でございますが、補正額141万円の追加でございます。こちらにつきましては、総合老人福祉センター浴室改修工事費の追加でございますが、これは既に発注をされた工事を進める中で、さらに老朽化が進んだ配管等が発見をされたことに伴います追加でございます。

次に、14ページをお願いをいたしたいと思います。やはり2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございます。補正額が844万6,000円の追加でございますが、このうち人件費は省略をさせていただきまして、説明の欄、一番下の丸のところでございますが、徴税収納管理業務330万円の追加でございます。これにつきましては、固定資産税の死亡者合算関係の電算委託料が新たに追加されるものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。同じく2目賦課徴収費でございますが、補正額1,674万7,000円の追加でございます。この要因といたしますと、まず上の丸でございますが、町県民税賦課業務で、法人町民税予定納税還付金900万円を追加ということでございます。これにつきましては、企業の業績不振等によるものでございます。

次に、2つ目の諸税徴収業務費の中でございますが、死亡者合算に係ります、還付に係る予算といたしまして、説明の欄の下2行でございますが、過誤納交付金401万5,000円の追加、これは平成11年から15年度に係る還付金ということになります。

次に、過誤納還付金でございますが、306万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、平成16年から20年度分の還付ということでの予算措置でございます。

次に、3項の戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係でございますが、補正額32万2,000円でございます。次の16ページをごらんになっていただきたいと思いますが、こちらの説明欄、諸証明書発行事務ということで、13万7,000円の追加がなされるところでございます。内容的には印刷製本費関係でございます。

次に、17ページをごらんになっていただきたいと思いますが、まず、3款民生費、第1項社会福祉費、1目

社会福祉総務費でございますが、補正額1,193万6,000円でございます。この要因としますと、説明欄、2つ目の丸のところでございますけれども、国民健康保険特別会計繰出金1,409万9,000円の追加でございます。これにつきましては、先ほどの税と同様、死亡者合算に係ります国民健康保険税の還付金等の財源に充当するというところでございまして、ちなみに申し上げますと、還付金に係る部分で428万5,000円、それからやはり7月1日、機構再編に伴います国民健康保険従事職員が3名から4名に1名増員をしたということに伴います人件費の増加が812万円ございます。

次に、2目高齢者福祉費でございますが、補正額1,210万9,000円でございます。こちらにつきましては、歳入のところでもご説明を申し上げましたとおり、地域介護・福祉空間整備事業ということでございまして、グループホーム「なかよし」のスプリンクラー整備の交付金で224万1,000円の追加でございます。

次に、18ページをお願いをいたしたいと思えます。やはり高齢者福祉のところでございますけれども、一番上の丸、介護保険特別会計繰出金951万6,000円の追加でございますが、こちらにつきましても、7月1日の機構再編、人事異動に伴いまして、介護保険業務に従事する職員が1名増員になっておりまして、この1名に係る人件費が951万6,000円ということで追加をさせていただくものでございます。

次に、3目障害者福祉費でございますが、320万6,000円の追加でございます。こちらにつきましては、自立支援対策特例交付金事業ということで、302万6,000円の追加でございます。

次に、19ページをお願いいたします。2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、補正が1,409万8,000円の追加でございます。こちらにつきましては、歳入でもご説明をいたしましたとおり、子育て応援特別手当支給事業で1,409万8,000円の追加でございます。

次に、21ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、527万4,000円の補正でございます。この内容といたしますと、女性特有のがん検診事業ということで463万円の追加をさせていただくものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。4款衛生費、3項上水道費、1目上水道費でございますが、起債で減額補正をさせていただきまして、こちらでは水道事業関係出資金を750万円減額補正をさせていただくところでございます。

次に、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費でございますが、補正額308万4,000円でございます。これにつきましては、やはり歳入のところでご説明申し上げました緊急雇用創出事業の3事業、追加で実施することに伴います増額補正ということでございます。

次に、24ページをお願いいたします。6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費でございますが、491万9,000円の増額の補正でございます。これの中で人件費を除くものとしますと、農地台帳の整備事業で105万円を追加をいたすものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。同じく3目農業振興費160万5,000円の追加でございますが、この追加の内容といたしますと、1つ目の丸のところをごらんになっていただくと、飼料用稲作付拡大対策事業143万6,000円追加ということでございまして、この具体的な内容を申し上げますと、今年度から新たに農家が行っております加工用米の関係で、1俵当たり500円の町補助を実施するための予算措置でございます。

次に、5目の農地費でございます。補正額353万6,000円でございます。こちらにつきましては、歳入のと

ころ、雑入で説明を申し上げました農地有効利用支援整備事業で328万9,000円の追加でございます。ここにありますとおり、事業といたしますと、細谷地区の揚水機場の水槽工事、それから大曲地区の排水路工事の原材料の支給に伴う予算措置ということでございます。

次に、26ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、3目消費者行政推進費、補正額17万2,000円の追加でございますが、これは歳入のところでご説明をさせていただきましたとおり、消費者庁の設置に伴う追加でございます。

次に、27ページのほうをお願いいたします。第8款土木費、第2項道路橋梁費でございますが、こちらは次の28ページに進んでいただきたいと思っております。3目の道路新設改良費でございますが、こちらにつきましましては、補正額が1,470万円ということでございます。こちらは町単独の道路整備事業で1,470万円の追加ということでございます。

次に、29ページをお願いいたします。4項都市計画費、2目公園費でございますが、75万円の追加でございます。これにつきましては、西岡農村公園のトイレが老朽化したことに伴いまして、新たな仮設トイレを設置するための予算として追加をするものでございます。

次に、3目の下水道費でございますが、482万2,000円の追加でございますが、こちらもやはり下水道事業特別会計への繰出金として、職員がやはり増員になったことによる人件費の追加繰り出しでございます。

次に、5項の住宅費、1目住宅管理費のところでございますが、こちらについては、特に増額の補正ではございませんが、組み替えが1件ございまして、住宅建築物の耐震改修事業に関係するものでございますけれども、当初予算ではこの耐震の診断を各実施する個人あてに補助金を交付するというところでの予算措置をさせていただいたところでございますが、その後、群馬県の建築士事務所協会と町が直接委託契約を締結することができるようになりましたことによりまして、個人に補助金を交付するのではなく、費用の一部として、この協会へ町のほうから支払いをするということでの組み替えをさせていただくものでございます。

それでは、次、30ページをお願いいたします。9款消防費、第1項消防費、3目施設費、補正額50万円でございますが、これは館林地区消防組合負担金でございますが、粕谷地区の防火水槽撤去に係る負担金で50万円を追加するものでございます。

次に、4目防災対策費51万円の追加でございますが、これにつきましては、分署移転に伴いまして、サイレンの専用線の撤去工事に係る事業費を追加をさせていただくものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、補正額が102万円の追加でございます。主なものを申し上げますと、説明のところ、真ん中の丸印のところでございますが、中学校運営でございますが、これにつきましては、中体連選手派遣の補助金ということでございます。具体的には全国中学校水泳大会への出場、それから関東中学校新体操大会、同剣道大会への選手派遣に伴います補助金として追加補正をするものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。こちらでは4項社会教育費の2目文化財保護費でございますが、49万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明のところにありますとおり、海老瀬の薬師堂シダレザクラの樹勢回復の業務委託料ということで追加させていただくものでございます。

以上で説明を終わりますが、歳出の合計につきましては、歳入と同額の補正8,263万7,000円ということでございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の説明で国保会計とか、下水道会計とか、職員が1名増員になるということで補正が出ているのですけれども、これは今までやってきて、人が足りないから増やすのでしょうかけれども、その増えた分の人はどこかへずって、どこかの部署をへずって異動しているのか、それともどういうふうにされているのか、その辺のことと。

何でそれ今回途中で、これ途中ですよね。年度途中で人が増えたのかと、新たな事業が増えたのかということも含めて説明いただければと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 7月の人事異動によりまして、一般会計の職員は134名、当初予算では。それが131名、3名減になっております。国保会計が3名が1名増、それから介護保険会計が5名が6名の1名増ということになっておりまして、その繰出金が増額になっているということでございます。業務内容に応じての職員配置ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 業務内容による配置と言うけれども、何か業務が増えたのですか、内容が。例えばよく私も中身はわからないけれども、下水道会計なんていうのは、随分あれ暇なのではないかと思うのだけれども、何人いて、何人に増えたのですか。特別会計でまたこれ出てくるのでしょうかけれども、まとめて聞くか、後の下水道会計のところでも聞いてもいいのですけれども、その今までやってきて、業務内容がこうこういうのが増えたのですよと、例えば介護保険なんかだと、こんなものが増えたので、人を増やしたのだと。これ年度途中で増やすから、非常に疑問に思うのですよ。だから、新たなこういう事業が途中で増えてきたのだということで、それに伴う人が増えるのだと。

それともう一つ、今答えていただいているのは、この人たち、こちらの特別会計のは増えるのだけれども、その人はどこから、ほかの部署から異動して増えているということは、どこか減っているわけなのだけれども、それとも新たに採用したのかと、そういうことも考えられないのですけれども、その辺どういうふうになっているのですか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 特別会計の人員の関係なのですけれども、20年の4月1日からご存じのように後期高齢者、これ国保関係ですけれども、増えました。当然今回の7月の人事異動まで待っていたわけですけれども、当然その間かなり事務的に、事業的に、もう分量的にかなり多くて、かなりもうそこへちょっときつかったという部分があります。

もう一つ、介護関係なのですけれども、これも包括支援センターとあります。その中で基本的に3人体制でやらなくてはいけないのですけれども、それ以外の仕事、例えば介護関係ありますね。そういった部分で

いろんななかなか包括支援センターの部分もいろんな事業があるのですが、何とか教室、頭の体操とか、いろいろいっぱいあるのですけれども、そういった事業に対してもっと手当てできないかという部分で、その辺の人員のプラスという部分です。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 下水道事業会計は、人員は増えておりません。申しわけないです。職員の異動によって、給与の増額の高給な職員が異動したことによる増額でございますので、ご理解いただければと思います。

それと、一般会計のほうでは……

[「意味が全く違う。さっき1名増員ということだ」と言う人あり]

○総務課長（小野田吉一君） 中里課長が1名増員と言いましたけれども、下水道会計は増員されておられません。橋本茂氏が1名退職していますので、その分一般会計のほうは3名減ということで、一般会計のほうから介護と国保に1名ずつ増員ということで、一般会計のほうは退職者がいるということで3名減となっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 下水道会計1名増員というあれは訂正ね。

[「はい」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） わかった、わかった。それならいいのですけれども、そのでは増員になった分の人はどこか減員になっているのですかということ。

[「3人減で」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） その異動でこっちを増やしたのだから、どこかをへずって異動させたということであれば、その介護保険特別会計と国保特別会計に異動された人は、どこかの部署から異動されてきてということは、どこかがその分減っているのかということですけども。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） では、ちょっと今調査させますので、時間ください。

[「いいですよ」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） ほかにございますか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。私も農業者という立場もありますけれども、この飼料用米というのを今年からコスモスのかわりに作付を国のほうが進めてきたという制度の中の問題なのですけれども、先ほど町が1俵当たり500円補助するという話の中で、これは私のうろ覚えですと、8.3俵の割り当てで加工用米をつくらせると。ということは、1反当たり4,000円先の変な話だけれども、町が負担になると思うのですけれども、この制度上の中で国、県、町という、多分値段が1俵9,300円かなと思ったのですけれども、国の買い上げる、その加工用米というのですか、その値段が。その中の割り振りというのは、国がどれぐら

い出して、県がどれぐらい出して、町がどれぐらい出すという意味を含めた中の価格なのでしょうか、それとも別枠で町が500円プラスすると、そういう意味合いなのか、ちょっと伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） まず最初の話の中にあつた、国が買い上げるというお話がありましたけれども、基本的にはこれは農協が買い上げて、関西のほうの酒造会社と契約を結んで、そこで単価が決まっていくな話ですので、その辺のところはご理解をいただければと思います。

今回の500円町の町費を補助するという内容につきましては、ご承知のとおり、邑楽館林地域農協が1つになりました。そういう中で板倉町もこの加工用米を転作の一つの対応として進めようということで合意を持って進んでいます。ほかの町村も同じような形で進んでいますけれども、やはりどこの町村も含めて財政事情はありますけれども、これを進める上では、500円なりのやはり町費として持ち出して進めるほうがということで、各町村が今足並みをそろえて進んでおりますので、やはり板倉町も同じようにこれを補助金をつけて、助成金をつけて推進したいということで考えていますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） そうすると、あくまでも国で言う民間委託の中の流れの中で、農協が独自にその加工用米を組合に生産させて買い上げるという、その主体になったと。あくまでもではその農協と私は国のほうからの政策転換かなと思ったのですけれども、そうしたらあくまでも農協自体のその運営方針の中で米を買い上げて、その消費者である、消費側に立つ企業と契約の中でそれを運営していくという形だという認識を新たにしたのですけれども、ということはこの値段の設定などというのは、あくまでもその会社と農協だけの話し合いだけであつて、町側も県も国も無関与だったという、そういう形になってしまうのですけれども、そういうことでよろしいのですか、とり方とすると。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 基本的に議員おっしゃられたとおり、そういうことだと思います。

参考にですけれども、去年は1俵当たり9,200円で契約がなつたと、今年については、ほぼ同じような値段で決まるだろうけれどもということで、まだ値段は決まっていないそうです。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませつか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませつか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひします。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第16、議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に33万3,000円を、繰越金に3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に33万6,000円を追加するものでございます。

なお、細部については、担当課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第66号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

1ページから4ページまでは先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

5ページと6ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第1款支払基金交付金、1目の医療費交付金33万3,000円の補正ですが、これにつきましては、過年度分、前年度の医療費追加交付金分です。

それから、第5款1目繰越金ですが、これは前年度繰越金3,000円の追加です。老人保健の交付金返還のための補正です。

6ページのほうですが、第3款諸支出金、1目償還金3,000円は、返還金です。

次の1目一般会計繰出金33万3,000円ですけれども、これは追加交付される過年度医療費分を一般会計繰出金へ追加するものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第17、議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,289万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,110万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に186万5,000円を、繰入金に1,409万9,000円を、繰越金に693万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に1,304万9,000円を、保険給付費に5,000円を、介護納付金に186万円を、諸支出金に798万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第67号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1 ページから4 ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

5 ページと6 ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、3 款2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金186万円の追加ですが、これは介護納付金緩和措置費としまして、既に交付決定されています。目的としましては、介護従事者の処遇改善と人材確保ということがあります。今年度から介護報酬がプラス3%となりましたが、これによる急激な保険料の上昇を抑制するために、臨時特例交付金として交付されたものです。こちらにつきましては、会計処理上、いったん雑入に組み込まれていましたが、新たに目と節を設定しましたことから、歳入振りかえを行うものです。

それから、3 目の出産育児一時金補助金5,000円の追加ですが、出産育児一時金につきましては、本年の10月1日から35万円から39万円に引き上げられますが、この引き上げに伴いまして、直接支払い制度が導入されます。事務処理上、国保連が審査支払い機関として機能することになりますが、実施に当たりましては、国保連と保険者、町ですけれども、支払い事務の委託契約を締結する必要があります。そこで、国保連への手数料ということで、5,000円追加するものです。ちなみに1 件210円で、23件分計上してあります。

それから、9款1目一般会計繰入金1,409万9,000円ですけれども、これは7月の人事異動に伴う職員の給与などの繰入金です。

第10款2目その他繰越金693万円ですが、これは前年度の繰り越し分でございます。

6ページの歳出ですが、まず第1款1目一般管理費981万4,000円の追加補正ですが、これは職員人件費分と、それから一般経費の中の電算業務委託料などがございます。電算業務委託料につきましては、高額医療、それから高額合算制度に係るデータ作成委託料です。この高額医療と高額合算制度につきましては、昨年の4月から始まりましたが、医療に要した額と、それから介護保険サービスを利用したときに支払った額を合算しまして、それが一定の自己負担額を超えたときに、その超えた部分が支給される制度でございます。

7ページをお願いいたします。第2項徴税费、1目賦課徴収費323万5,000円の追加ですが、これは固定資産税死亡者合算に係る国保税資産割額の対応に伴う電算業務委託料と死亡者合算に伴う交付金でございます。

第2款の2目支払手数料5,000円につきましては、出産育児一時金の直接支払い制度の導入に伴います国保連が先ほど申しましたけれども、支払い機関となるため、国保連への手数料ということ です。

8ページをお願いいたします。第6款1目介護納付金186万円ですが、これは介護従事者処遇改善臨時特例交付金に関するものでございます。

次の第11款諸支出金、1目一般被保険者保険税還付91万円、それから2目の退職被保険者等保険税還付金10万円、ちょっと4目を飛ばします。5目の一般被保険者還付加算金2万円、それから9ページになるのですけれども、6目の退職被保険者等還付加算金に2万円追加補正してあります。これらにつきましては、固定資産税死亡者合算に伴うものです。

それから、先ほどちょっと飛ばしました4目ですけれども、これは8ページに申しわけありません。ちょっと戻っていただきたいのですけれども、4目の退職被保険者等償還金693万円の追加ですが、これは退職者医療交付金等の精算返還金、支払基金への精算返還金でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） さっきの人の異動わかりましたか。

〔「今、調査中です」と言う人あり〕

○7番（青木秀夫君） まだ調査中ね。

〔「はい」と言う人あり〕

○7番（青木秀夫君） それで、これ見ますと、国保特別会計に従事している職員は1名増えたというのは、前2名だったのが3名になったわけね。これ3名分と書いてあるのですけれども、3名で、増えた結果が3名なのでしょう。そうすると2名が3名で、その3名の中にはどういふの、そのグループリーダーとか、そういうのも入っているの。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） 7月からグループリーダー制はなくなりましたので、ありません。

○7番（青木秀夫君） では、いいよ、係長は。

○健康介護課長（荒井英世君） 係長はいます。

○7番（青木秀夫君） 係長も入って。

○健康介護課長（荒井英世君） そうですね、入ってです。

○7番（青木秀夫君） 入って3名ね。

○健康介護課長（荒井英世君） はい。

○7番（青木秀夫君） 先ほど何か説明聞くと、要するに事務処理がきつから人を増やしたということなのでしょうけれども、その途中で何か増えたということはないのでしょうか。ただ、何となくきつそうだといいことで、途中で増やしたと。この事務所の電気を消したり、いろいろ節約に努力はしているのですけれども、先ほども床の張りかえだとか、大分我慢に我慢をして、ようやくその張りかえるとか、そういう張りかえ費用なんてというのは、それは単年度で1回で済むのですけれども、人件費というのは増えると、これはずっと継続して増えてしまうわけよね。これは給料というのは、支払う側と受け取る側というのは、全くこれは永遠に一致するということがなくて、支払う側は高いと思うし、受け取る側は安いと思うというので、そういうのでわかるのですけれども、やっぱりこの人件費を節約することが一番大事なのだというのは、いつもこれは言っているのだけれども、やっぱり忙しいとか、暇だとかというのは、どこを基準にしてやるのかと。それは1年を通せば、いろいろ年度当初とか、あるいは年末だとか、非常に忙しくて、残業して大変な時期もあると思うのですけれども、1年を通してどういうものかとか、そういうことも検討して人を増やしていかないと、忙しいときに合わせて増やしたら、これは切りのない話ですから、その辺のところは、管理者であるそれは課長がその現場を一番よく知っているの、そういうふうにしたのでしょうかけれども、我々は忙しいのだと言われると、中身全然わからないから、「ああ、そうですか」と言うしかないわけで、その辺のところはくれぐれも努力してもらいたいと思うのですよ。

それと、もう一つ、この電算業務委託料というのは、これはさっきデータを収集するとか、システムをつくるということで、これはそのシステムの導入にかかるだけのものなのか。これは毎年これだけの、今6ページのその電算業務委託料というのは、150万なのですけれども、こういうものはこれが毎年かかってくるのですか。さっき聞くと、何か新たにこういうシステム入れたのでかかったような説明なのだけれども、その辺も2つ説明いただければと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） まず、1点ですけれども、電算委託料、これは先ほど申しましたけれども、高額医療と、それから高額介護の合算制度に係るデータ作成委託料と申しました。この中には、開発委託料、それも入っていますので、その開発部分については、単年度です。ただ、今後これの目標に係る、その辺の費用はかかってくると思いますけれども、今ここで費用は出ていませんので、ちょっと申し上げられませんが、開発委託料が含まれているということです。

あと、あれですか、その人事、仕事。

○7番（青木秀夫君） 仕事の量なのです。

○健康介護課長（荒井英世君） 仕事の量なのですけれども、例えば国保の場合でしたら、従来でしたら20年の4月1日以前ですけれども、国保と老保だけでした。だけれども、4月1日から後期高齢者ですか、それが入ってきました。入ってきたことによって、当然事務量はかなり増えたわけです。では単純にそのときだけ増えれば人を増やすのはちょっとどうかなという意見ですけれども、例えばその中で、これから予想されるいろんな国保にしても、例えば老保にしても、後期ですか、そういった事務分量をある程度予想できます。今後そういったものをしていく中で、やっぱり必然的にそこには人がやっぱり必要ではないかということで、一応増えたという部分があります。例えばその事務量の関係ですけれども、当然これ毎年毎年検証しているわけです。例えばどういった事務が必要であるか、どういった事業が必要でないかという部分で検証していくわけですけれども、ただ、国保とか、後期高齢、そういった部分は法定的な部分があります。ですから、どうしても削除、削除というか、削減できない部分も出てくると思いますので、ただ、それは今後いずれにしても今の体制の中でいろいろ推移を、事業の推移を見ながらやっていくのは必要かなと思っています。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） いや、というのは、国保税なんかも上げたいのしょうから、上げるには、やっぱりその前にいろいろそういう事務費の増大を防ぐとか、むしろ削減するぐらいなこともしながら、そういうのを値上げの話をしていかないと、なかなか納得されない部分もあると思うのですよ。いろんな経費はかかるのだからしょうがないのだということで、国保の場合は経費はほんの一部のだけれども、ほとんど医療費なのですけれども、いろいろなものの削減する努力も示さないと、そのただ単に値上げしたいのですというのは、これはなかなか住民感情からしても受け入れられると思わないので、その辺はくれぐれも努力してもらいたいと思うのですけれども、どうですか、町長、ひとつその辺のことも含めて。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今論じておりますのは、役場のその総体的な人件費は決して増えていないわけです。それを例えば忙しそうなところ、大変そうなところへ人事異動によって配置がえをして、当然減っている部署もあるわけです。現実論として、1名例えば減らせればいいですが、理由もなくやめさせる権利ももちろんそれはないわけですよ。そういう流れで、定員を要するに4月当初よりも、7月の組織人事で、組織がえによって増やしているのであれば、甘んじて今の質問、ご指摘のとおりだと思っておりますが、総体的には増えておりませんし、中でも大変そうなところへプラス1とか、こちらをマイナス1とか、その動く人員によって例えば若い人を動かせば給料が安い、そちらの課へ安い人が行く、あるいは課長級がこちらへ行けば、それだけ人件費が増えるということで、相殺は全く内容的には同じでございますので、考え方としてですよ。そういった形で特別変わったことではないだろうと思っています。

ただ、青木議員が言うように、その人件費を抑制をしていきたいということは基本的に同じであります、例えば今年、今、ついこの間就職試験をやらせていただきました。これからそのいわゆる募集は若干名でありましたが、それをどういうふうに例えば設定をしていくかということについて非常に難しさがあることは私も今初めての体験として経験しております。1つは、やめた定員に対していわゆる長期的な、やめた人数に対してその長期的な採用予定あるいはこういった現下の中で、周りを見ますと、現不況下で例えばほか

の自治体等においても最低その長期計画にのっとって、例えばそれだけ要らない場合でも、こういう不況の場合は、役場の立場では率先してプラス1でも2でも余計とるべきではないかとか、いろんな議論があって、そういったちょうどこの不況下において地元で希望したいというような、実質すごい競争率になって、我が町の役場なんかもなっているわけです。ですから、そういういろんな要素を考えると、非常に人件費というのは難しいなというふうには感じております。

したがって、いずれにしても、今回のこの件につきましては、全く4月1日の人事異動1回やりまして、その後7月1日にやりまして、その後に中途退職者が出まして、そういった配置がえの中で、より大変さ、それがたまたま健康介護、荒井課長のところではプラス1になったという考え方でございまして、総合的な人件費の抑制について、それはイコール採用をどういうふうにしていくかということで、ただ単に採用を減らすだけでよいのかという一つの問題もありますし、採用を抑制しなければ人件費は減らないわけですから、そこへ持ってきて、緊急雇用対策事業まで組んで雇えという大きな不況対策をどう考えていくかというときに、非常に今ちょうどそういう時期に差しかかっていますから、真剣に例えば考えているつもりでございませぬ。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませぬか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。5ページの出産育児一時金補助金のところで、そうしますとこの窓口での支払いがなくなったということで、お母さん方にとっては非常によかったかなというふうに思います。と同時に、その手続上はどのようにするのか。母子手帳を申請するときにするのか、そういったその中身の詳細をちょっと教えていただければということが1つと。

先ほどちょっと課長に個人的にお話ししたのですけれども、町長が先ほど議案56号のところで、年度が22年度末ということを行いました、39万になりますよということで。ですが、私たちに配られたのは、23年3月31日、それ同じですけれども、ただ、その辺の書き方を一考お願いできないかなという、やはりさらっと見たときに、「あれっ」と、こう思うのではないかなと思うのです。その辺のことも一考をお願いしたいと思っております。

その2点、課長よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 出産育児一時金の要するに手続の関係ですね。具体的に申し上げますと、例えば病院に行って出産しますね。それから、病院から国保連へ請求が行きます。国保連のほうから今度保険者の町のほうへ請求は来ます。町のほうはその請求来ますから、国保連へ支払います。国保連から医療機関、その分娩機関ですか、そこへ支払う形となります。したがって、実際に被保険者の方ですけれども、全く現金には携わらないということです。窓口の支払いがその例えば39万円の範囲内でしたら大丈夫ということです。

それから、もう一つ、22年度末、22年度末というのは要するに平成23年の3月31日ですから、表現としてはどうなのでしょうね。22年度末でいいかなという感じしますけれども。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（荒井英世君） わかりました。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、医療機関と行政で連携をして支払うからということなのですね。そうしますと、その被保険者は、その産婦人科さんに健診を、そこで産むことになっていきますと、そのまま入院をして、退院はそのままできるという、そういう体制で入院していいのですね。

○健康介護課長（荒井英世君） はい。

○10番（秋山豊子さん） ああ、そうですか。そういうのはこの周知は知らせるのでしょうか。そうしないと、やはりわからない人もいますので、この辺はどういうのかなというふうに思います。そうですよね。では、それは被保険者の人が入院しているときに、その手続を病院内でしてもらってから、お金を払わずに退院ができるのでしょうか。やっぱりその辺を周知しておかなければ、やはりちょっと迷ってしまう場合もあるかなと思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 分娩機関のほうでは当然ご存じだと思うのですが、その辺は広報紙等を通じまして周知していきたいと思っています。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（塩田俊一君） ここで、先ほどの青木議員に対する答弁がありますので、ちょっと、小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 済みません。7月の機構改革の中で、グループ制から係制に移行したわけですが、実際に3名減、2人介護と国保に退職者が1人、減った、その減となった当時のグループといいますと、農政グループ、都市計画グループ、環境グループから各1名ずつ減らせていただいて、業務の中身を精査した中で人員の配置をしたということでご理解いただきたいと思っています。

○町長（栗原 実君） 青木さん、よろしいですか。さっき質問の途中でこういう状態だったから、もしあればまたお伺いして。

○7番（青木秀夫君） だから、結局実質1名減ってしまったということね。2人、国保と介護保険に1名ずつ。下水道はなしなのでしょう。だから、2人。その3人の人が移って……

○町長（栗原 実君） 課違いで。

○7番（青木秀夫君） 3人で、中にはその3人のうち1人いないわけだから、2人が移ってきたわけだから、実質1人は減ってしまったというぐあい、そういう計算なのですね。

○議案第68号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第18、議案第68号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第68号につきまして説明を申し上げます。平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,945万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に425万2,000円、繰入金に994万2,000円、繰越金に1,765万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に1,254万2,000円、基金積立金に1,556万5,000円、諸支出金に634万5,000円をそれぞれ追加をし、地域支援事業費を260万円減額をするものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第68号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

2ページから5ページまでは先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、3款国庫支出金、1目介護給付費負担金425万2,000円の追加ですが、これは過年度精算により追加交付となる予定のものでございます。

それから、7款繰入金、4目のその他一般会計繰入金951万6,000円の補正ですが、これは職員給与費など繰入金に965万1,000円の追加です。これは7月の人事異動に伴うものでございます。同じく事務費繰入金13万5,000円の減額ですが、この事務費繰入金の減額につきましては、次の2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金に42万6,000円を追加しましたが、それとの関係です。介護保険料の周知パンフレット作成に際しまして、介護従事者処遇改善臨時特例基金から支出するために、既にパンフレット代として予算化されています一般会計の介護保険事業事務費、事務費の繰入金ですけれども、13万5,000円を減額するというものです。簡単に申しますと、パンフの作成代を介護従事者処遇改善臨時特例基金で支出するということです。

それから、第8款の繰越金ですが、1,765万8,000円を追加しますが、これは前年度繰越金です。

8ページと9ページをお願いいたします。歳出ですが、第1款1目一般管理費1,225万1,000円の追加です

が、これは7月の人事異動に伴うものです。

次の1目趣旨普及費29万1,000円の追加ですが、これ先ほど申しましたパンフ作成代です。

それから、第4款1目基金積立金1,556万5,000円の追加ですが、これは平成20年度の実質収支額から過年度精算分を差し引いた剰余金です。基金の積立金です。

それから、第5款の地域支援事業費、1目の一般管理費260万円の減額ですが、これは職員の人件費分でございます。

10ページをお願いいたします。第7款の諸支出金、2目償還金ですが、634万5,000円ですが、これは平成20年度分の介護給付費、それから地域支援事業費に係る負担金、それから補助金の精算による返還金等です。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。確認の意味でちょっとお尋ねします。

この基金の積立金ということで、これ先ほど課長が剰余金だという話を今されました。20年から21年度だと思のですけれども、この積立金の制度そのものはあくまでもでは町独自の予算編成の中でなされるということで、この介護保険制度、国の絡みの中から発生した積立金の制度ではないという意味合いでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 町の独自です。例えばその基金によっても各市町村それぞれ基金額が違いますから。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第69号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第19、議案第69号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第69号についてご説明を申し上げます。平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から482万2,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億659万2,000円に補正するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を482万2,000円増額するものでございます。

歳出については、下水道費のうち下水道総務費の人件費を482万2,000円増額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第69号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど来職員の人件費ということで、下水道会計につきましては、人数的には同じであります。当初予算編成時のときに、職員の配置と、それと実際の職員の配置に食い違いが生じたため、補正をするものでございます。

5ページまでにつきましては、先ほど町長から提案がありましたとおりですので、省略をさせていただきます。

私のほうからは6ページ、7ページを説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。歳入面ですが、一般会計からの繰入金としまして482万2,000円を追加し、2億659万2,000円とするものでございます。

また、歳出につきましては、下水道総務費に482万2,000円を追加をしまして、8,056万5,000円とするものでございます。482万2,000円の内容でございますけれども、職員の人件費の中で配置がえのために扶養手当あるいは住居手当あるいは児童手当、そういうものの手当の変動によるものでございます。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） この職員の数なのですけども、今私気がついたのでですけども、4人いるということを知ったのです。これ前から4人もいたのですか。前は何か3人ぐらいしかいなかったような気がするのですよ。これ下水道というのは、料金の徴収も水道料と一緒にやるのでしょうか、あそこの設備の運転は専門の会社に委託しているのでしょうか、町の職員というものの仕事とはどんなことをやられているのか、4人の人が。その辺のことをお聞きしたいのですけれども、前はもっと少なかったのかなと思うのですけれども、この4人の方がこの下水道の仕事というのは一体どんなものを行っているのか、わかる範囲で説明いただければと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、4名、そのうち1名につきましては、妊婦ということで実際は来ておりませんが、4月に4名、同じですけれども、職員の中で4名のうち配置がえ、それに伴いまして、人件費のほうが変わったと、そういうことでご理解をしていただければと思います。

それから、主な下水道の仕事ということですが、浄水場、下水の浄化、処理センターがニュータウンの北側にありますけれども、主にそちらの維持管理、それと下水道の徴収事務、今現在町の下水道の中にそういう徴収をしている、料金の徴収ですか、その専門でやられている方、それとそれ以外に維持管理、これをやっていく。それと修理、そういうもののメンテナンス、これが主な仕事でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 下水道料の徴収なんかやっているのですか。それは水道料金と一緒に一括で徴収されているのではないのですか、その徴収業務のほうは。水道課のほう、同じ課なのでしょうけれども、今は。水道のほうの部門で上水道と下水道一体で徴収されていますよね。だから、それで入った料金が振りかえてこっちの特別会計へ来るのでしょうか。そうすると徴収業務の人というのは、また臨時職員か何かが、あれは水道のほうの方がやっているのでしょうかし、メンテナンスと言っても、あんなものは素人にできないから、やるとなったら業者に頼むのでしょうかから、そういうもののふぐあいみたいなのを見て歩く程度というか、そんな程度なのでしょうけれども、あとは機械の操作は何かという専門の会社に委託しているのでしょうかから、その4人の方というのは、今だから実際3人なのですよ、1人休んでいる方がいる、妊婦の方が。前からこれ4人いたのですか。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 4名は変わりありませんけれども、中で異動ということでかわったために、同じ4名ということ。当初予算組むときは4名組んでいたのですけれども、その後の異動に伴いまして、変更になったというようなことです。

それと、仕事の内容ですけれども、先ほど水道、それと下水、これは両方賦課されますので、一緒に徴収をしているということです。

それと、特に下水道につきましては、新規に加入者、新たにニュータウンの中で給水をしたいと、あるいは廃止をしたいと、そういう手続上の関係が非常にあります。特に最近では下水道をやめて転出される方、そういう移動の廃止の届けの事務、そういうものもやっております。そういうことでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○7番（青木秀夫君） 以前から4人だったのかと……。

○環境水道課長（鈴木 渡君） はい。以前から4人でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議案第70号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第20、議案第70号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第70号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案につきましては、資本的収入に9,500万円を追加、資本的支出に2,859万5,000円を追加する補正でございます。

資本的収入につきましては、第1項企業債既決予定額3,250万円に750万円を増額をし、一方、第5項出資金既決予定額750万円から750万円を減額、また第3項負担金既決予定額420万円に1,700万円を追加し、資本的収入額を6,870万1,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、第1項建設改良費既決予定額1億2,976万3,000円に2,859万5,000円を追加し、資本的支出額を1億9,331万8,000円とする補正でございます。

なお、細部については、担当課長からご説明申し上げたいと思いますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第70号 平成21年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、当初予算では出資金750万円を見ておりましたが、平成20年度に老朽管の事業が廃止になったことによりまして、出資金の借り入れ限度額が少額になったため、企業債から借り入れのほうがより有利に受けられるということで、出資金750万円を企業債へ変更をするものでございます。

さらには、町道関連工事に伴う負担金としまして、1,700万円を収入として見込むものでございます。

具体的に申し上げますと、14ページを見ていただきたいのですが、平成21年度の板倉町水道事業会計補正予算（第1号）の予算明細書の1款資本的収入の3項の出資金から1項の企業債へ750万円を入れかえをしまして、2項の負担金については、町道工事に伴う負担金としまして、1,700万円を収入として補正をする

ものでございます。

また、15ページを見ていただきたいのですが、支出の1款資本的支出の1項建設改良費の1目の配水管布設工事の費用としまして2,859万5,000円を追加補正をするものでございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時にいたします。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午後1時00分）

○議長（塩田俊一君） それでは、再開いたします。

○議案第71号 平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成20年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長（塩田俊一君） 日程第21、議案第71号から日程第27、議案第77号までの7件は、平成20年度の各会計の決算認定であり関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、しばらくちょっと時間かかるとお思いますので、よろしくお願いをいたします。

提案理由を申し上げます。

議案第71号ないし議案第77号の7件につきましては、平成20年度決算関係で関連がございますので、ただいま議長さん言われたように、一括して提案の理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第71号 平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

現下の地方財政は、税制改革等による地方税収の伸びが見られるものの、これまで行ってきました景気対策による公共事業の実施により、借入金残高がまだまだ高水準で推移しており、その償還が将来の大きな負担となっているなど、極めて厳しい状況が続いております。

地方公共団体においては、国と地方の信頼関係を維持しつつ、住民の視点に立った財政健全化に取り組むことが必要であるとともに、地域における行政を自主的かつ総合的に担いながら、各般にわたる重要政策課題の推進を図るなど、地方分権の推進を図る上で、ますます大きな役割を果たしていくことが期待されております。

本町の財政運営におきましては、歳入では自主財源である税収は増加をいたしましたものの、地方交付税の大幅な減収等による歳入不足を基金の取り崩しで賄っている状況でございます。

また、歳出におきましても、総務費や教育費等の経常的経費の増加により、厳しい財政運営を強いられております。今後におきましても、さらなる財政の健全化に努めるとともに、同時に歳出の重点化を図り、市町村合併への取り組みや生活道路のインフラ整備、また少子高齢化に向けた総合的な福祉対策や学校などの公共施設の改修等重要政策課題の実現に向け、限られた財源を重点的・効率的な活用を図っていきたいと考えております。

平成20年度における本町の財政状況でございますが、歳入において主要財源である町税が前年度対比約1億21万6,000円増額となりましたが、地方交付税においては、前年度対比5,319万6,000円の減額となりました。一方、歳入不足を補うための基金からの繰入額は前年度対比4億4,119万1,000円の減額となりました。

歳出につきましては、基盤整備事業などの投資的経費が5億9,674万1,000円、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が22億7,949万3,000円、物件費、繰出金などのその他の経費が24億2,231万8,000円となっており、依然として経常的経費の割合が93.8%と高い結果となっております。

平成20年度決算でございますが、歳入総額57億6,848万9,339円、歳出総額53億334万5,982円、歳入歳出差し引き4億6,514万3,357円の繰り越しとなりました。さらに、翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支額は3億9,630万6,357円となり、翌年度に繰り越すことといたしました。

全体としては、引き続き厳しい財政状況の中での事業が遂行できましたことは、議会を初め町民皆様方のご理解とご協力のたまものであります。今後も引き続き徹底した行政改革の推進と財政の健全化に努めるとともに、各種の諸問題に積極的に取り組み、住民のためのサービスや福祉の向上に努めていきたいと考えております。

なお、事業の成果の概要につきましては、別添の平成20年度一般会計における主要施策の成果についてのとおりでございます。

続きまして、議案第72号 平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成20年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、老人医療制度が廃止され、平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタートし、既に1年が経過いたしました。医療費適正化という観点から、保健センターを中心としての健康づくりに通じる各種保健指導事業や生活習慣病の予防対策等を推進してまいりました。

平成20年度決算につきましては、歳入総額1億4,799万4,238円に対しまして、歳出総額1億2,249万4,891円でありました。歳入歳出差し引き額は2,549万9,347円となりました。実質収支額も同額でございます。既に老人医療制度は廃止されましたが、支払い残務処理として平成22年度までの継続となりますので、ご承知賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第73号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、従来の老人医療制度が廃止され、平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタートし、既に1年が経過いたしました。今後さらに少子高齢化が進行することが予想され、医療費適正化を図っていくことが課題として挙げられております。これを受けて、医療費適正化を念頭に、健康づくりの観点から、保健センターを中心として各種保健指導事業や生活習慣病の予防対策等を推進してまいりました。

平成20年度決算につきましては、歳入総額1億1,845万3,721円に対しまして、歳出総額1億1,171万6,848円でありました。歳入歳出差し引き残額は673万6,873円となりました。実質収支額も同額でありまして、今後とも長寿医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第74号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、国民健康保険は少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩及び経済状況などの悪化による保険税収入の低迷などから厳しい状況にございます。

また、平成20年度の取り組みといたしましては、保険税及び保険制度などの広報活動を積極的に実施いたしました。さらに、医療費適正化事業といたしまして、人間ドック補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターとの連携による保健指導など医療費抑制による財政健全化にも努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額20億1,477万1,453円に対しまして、歳出総額19億3,472万7,221円となり、差し引き残額8,004万4,232円となりました。実質収支額も同額でございます。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持と地域保健医療の向上を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、一層の努力をしていきたいと考えております。

続きまして、議案第75号 平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算承認についてでございますが、我が国の高齢化は、世界に類のない速さで進行しており、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という時代を迎えようと推測されております。このような高齢化の急速な進展は、認知症高齢者や寝たきりの高齢者をも増加をさ

せ、介護を取り巻くさまざまな課題を生じさせています。この介護の問題を社会全体で支え合う制度として介護保険が施行され、今年度で9年が経過をしたところでございますが、おおむね順調に推移をしており、制度の着実な定着が見られてきていると考えておりますが、今後は介護給付費等と内容の適正化に向けた取り組みが大変大きな課題となっております。

平成20年度決算につきましては、歳入総額8億9,832万1,526円に対しまして、歳出総額8億8,066万3,336円でありました。歳入歳出差し引き残額1,765万190円となり、平成21年度へ繰り越すことにいたしました。

介護保険につきましては、高齢者の増加等により、今後の動向が予測しづらい現状ではございますが、健全財政の維持に努め、介護保険運営になお一層の努力をいたすところでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計決算認定でございます。

本案につきましては、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの住みよいまちづくりを目的とした公共下水道事業でございます。本事業の予算執行につきましては、関係機関の深いご理解と町民各位のご協力のたまものと感謝を申し上げます。

平成20年度の主な事業といたしましては、平成9年度より供用開始をしております水質浄化センターの運転、維持管理事業等を実施をしております。

歳入歳出決算につきましては、歳入が2億4,071万9,580円に対しまして、歳出が2億3,120万1,227円となり、差し引き残額951万8,353円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が4,242万4,342円、一般会計繰入金が1億8,630万1,000円、繰越金が1,189万4,418円、諸収入が9万9,820円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,490万3,172円、管渠維持費が7万700円、水質浄化センター費が4,450万9,406円でございます。なお、公債費がさらに1億6,171万7,949円でございます。

続きまして、議案第77号 平成20年度板倉町下水道事業会計決算認定についてでございます。

本年度における収益的収支につきましては、総収益が3億3,366万9,603円に対しまして、総費用3億4,703万5,744円で、1,842万9,786円の純損失となりました。この純損失の主たる要因といたしましては、新規水道加入者見込みの停滞及びアパート居住者の転居等によるものでございます。

次に、資本的収支につきましては、収入では企業債2,170万円、国庫補助金350万円、工事負担金1,367万円、出資金830万円で、総額4,717万円に対し、支出の総額は1億5,021万338円でございます。内訳は建設改良費に1億1,730万7,002円、企業債償還金3,290万3,336円でありました。

また、建設改良費の主なものといたしましては、老朽化した浄水場設備の更新工事と石綿セメント管の布設がえ工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億304万338円につきましては、消費税資本的収支調整額451万7,712円、損益勘定留保資金9,852万2,626円を補てんいたしました。

以上、議案第71号から77号までを一括して説明を申し上げますが、細部につきましては、各担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、最終日の決定となると思っておりますが、くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私のほうから議案第71号 平成20年度板倉町一般会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

まず、決算書の1ページ及び2ページをお開きください。まず、こちら2ページに収入済額が記載されておりますが、款、項、それから収入済額という形で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1款町税でございますが、収入済額が前年と比較しますと、1億20万円ほど増額の2億4,393万5,289円であります。1項町民税でございますが、前年比4,500万円増の8億6,050万1,887円、2項固定資産税でございますが、やはり5,740万円増の10億8,090万1,953円でございます。3項軽自動車税におきましては、70万円増の3,468万1,150円でございます。4項町たばこ税でございますが、こちらにつきましては、前年比310万円ほど減少いたしまして、6,785万299円でございます。

次に、2款地方譲与税でございますが、前年比540万円ほど減少の1億1,543万5,000円でございます。1項自動車重量譲与税が240万円減の8,736万3,000円、2項地方道路譲与税300万円弱の減少でございます、2,807万2,000円でございます。

3款の利子割交付金でございますが、前年比16万円ほど増の867万4,000円でございます。

次に、4款配当割交付金でございますが、前年比55万9,000円ほど減少の251万8,000円でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、前年比236万円ほど減少の122万8,000円でございます。

次に、6款地方消費税交付金でございますが、こちらも同様、前年比448万円ほど減少の1億2,764万3,000円でございます。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、こちらがやはり50万円ほど減少の1,753万9,620円でございます。

次に、8款の自動車取得税交付金でございますけれども、こちらが1,070万円ほど減少の5,261万5,000円ということになっております。

次に、9款の地方特例交付金でございますが、前年比1,357万円増の2,506万8,000円でございます。1項地方特例交付金でございますが、こちらが1,139万円増の1,816万3,000円でございます。2項特別交付金につきましては、前年同額で473万円でございます。次、3項地方税等減収補てん臨時交付金でございますが、これにつきましては、20年度に創設された交付金でございます、19年度はございませんでしたので、217万5,000円、新たな収入となってきております。

次に、10款地方交付税でございますが、先ほど町長の提案理由の説明でもございましたとおり、前年比5,319万円ほど減少いたしまして、14億7,080万2,000円という決算でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金でございますが、こちら前年比36万円ほど減少の251万8,000円となっております。

次に12款分担金及び負担金でございますが、こちら36万円ほど増加の5,930万2,350円でございます。1項分担金でございますが、20年度におきましては、決算はゼロ円となっております。次の2項負担金でございますが、85万円ほど増加の5,930万2,350円でございます。

次の13款使用料及び手数料でございますが、こちらは19万円ほど減少ということで、前年度とさほど変わ

りませんけれども、7,525万1,140円ということになっております。1項使用料でございますが、これは前年ほぼ同額の3,168万8,960円、2項手数料、20万円ほど減少の4,356万2,180円でありました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。14款国庫支出金であります。これは前年比4,695万円ほど増加いたしました。2億1,611万5,218円、1項国庫負担金でございますが、1,267万円ほど増加をいたしております。1億1,545万6,698円、2項国庫補助金、これが3,766万円ほど増加をいたしまして、9,053万8,008円でございます。3項の国庫委託金でございますが、こちらは338万円ばかり減少をいたしております。1,012万512円となっております。

次に、15款県支出金でございますが、前年比665万円ほど増加をいたしまして、2億4,900万3,564円でございます。1項県負担金では、2,106万円ほど増加の1億213万6,805円でございます。2項県補助金につきましては、607万円ほど増加の1億304万1,194円でございます。次、3項県委託金でございますが、こちらにつきましては、前年比2,048万円減少の4,382万5,565円ということでございます。この県委託金の減少につきましては、選挙の執行の関係でございます。

次、16款の財産収入でございますが、全体では218万円ほど増加の1,076万6,679円でありまして、1項財産運用収入が前年比441万円増の871万8,503円でございます。2項財産売払収入につきましては、223万円ほど減少をいたしまして、204万8,176円でございます。

次に、17款寄附金でございますが、前年から比較しまして3万円ほど減少いたしまして、105万円ちょうどということでございます。

次に、18款繰入金でございますが、前年に比較しまして4億5,365万円ほど減少をいたしまして、4億4,533万4,473円でありました。1項の特別会計繰入金でございますが、前年から比べますと1,246万円ほど減少をいたしまして、633万4,473円、2項基金繰入金でございますが、こちらは大きく4億4,119万円ほど減少の4億3,900万円ちょうどということでございます。

次に、19款繰越金でございますが、前年から比較しまして2億995万円増の5億7,020万2,968円でございます。

次に、20款の諸収入でございますが、全体、前年比199万ほど増加の6,048万7,038円、1項延滞金、加算金及び過料でございますが、73万円ほど増加の189万8,202円、2項町預金利子でございますが、こちらがやはり18万円ほど増加の146万3,208円でございます。3項は飛ばしまして、4項受託事業収入でございますが、こちらが195万円ほど増の259万3,734円、5項雑入でございますが、全体86万円ほど減少の5,453万1,894円でございます。

21款町債でございますが、前年比1,050万ほど減少の2億1,300万円ちょうどということでございまして、歳入合計が前年に比較いたしますと1億6,496万8,779円減少いたしまして、合計57億6,848万9,339円となったところでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。まず、歳出、こちら歳出でございますが、1款議会費でございます。前年比55万円ほど減少の8,822万2,517円でございます。

2款総務費におきましては、1億6,537万円の増加がございまして、9億1,759万9,520円、1項総務管理費でございますが、こちらは1,685万8,000円増加の7億481万2,539円、2項徴税費でございますが、1,667万円ばかり増加の1億5,029万6,351円でございます。3項戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらが247万

円ほど増加の3,912万6,885円、4項選挙費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、歳入で申し上げましたとおり、選挙の減少でございます、前年から比べますと2,273万円ほど減少の673万887円でございます。5項統計調査費につきましては、34万円ばかり多い1,620万8,588円でございます。6項の監査委員費につきましては、ほぼ前年同額の42万4,270円でございます。

次に、3款の民生費でございますが、こちら前年から比べますと2億803万円ばかり減少をいたしまして、全体12億8,643万7,420円でございます。1項の社会福祉費につきましては、3,825万円ほど増加の8億5,336万1,589円であります。2項児童福祉費につきましては、前年に比較しまして2億4,808万円ほど減少いたしまして、4億475万7,583円でございます。この大きな減少につきましては、保育園の建設が完了いたしましたということで、前年から比べますと、このような減少になっております。次が3項の国民年金費でございますが、177円ばかり増加の2,828万3,248円でございます。次に、4項の災害救助費でございますが、これは前年とほぼ同様に3万5,000円でございます。

次に、4款の衛生費でございますが、前年比696万円ほど減少の4億3,563万1,373円、1項保健衛生費につきましては、153万円ばかり増加の1億7,986万8,873円、2項清掃費については、519万円ばかり減少いたしまして、2億4,746万2,500円、3項の上水道費につきましても、330万円ほど減少をいたしまして、830万円ちょうどということでございます。

次が5款の労働費でございますが、前年同額の25万4,000円でございます。

次が6款農林水産業費でございます。前年比3,316万円減少の2億6,205万7,464円でございます。1項農業費でございますが、同額減少3,316万円でございます、2億6,203万7,462円ということでございます。2項水産業費につきましては、前年同額2万円でございます。

7款商工費でございますが、前年比191万円ばかり減少の4,978万8,730円でございます。

次が8款の土木費でございますが、前年比1億1,986万円ばかり増加の6億6,711万2,471円、1項土木管理費でございますが、これは18万円ばかりの増加で3,037万3,571円でございます。2項道路橋梁費でございますが、こちらにつきましては、1億5,227万円ほど増加の3億4,139万5,305円でございます。次が3項河川費でございますが、こちらにつきましては、ほぼ前年同額でございます、656万5,081円、4項都市計画費でございますが、こちらにつきましては、前年比4,205万円ばかり減少をいたしまして、2億7,537万7,342円でございます。次が5項の住宅費でございますが、こちらにつきましては、954万円ほど増加の1,340万1,172円でございます。

次が9款の消防費でございますが、5,361万円ほど前年から比較して減少いたしまして、2億7,968万1,279円でございます。

次が10款教育費でございますが、前年から比べますと2,421万円ほど増加の5億7,460万8,933円でございます。1項教育総務費でございますが、前年比782万円ほど減少の9,360万2,282円となっております。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。2項の小学校費でございますが、前年に比べまして351万円ほど増加の1億3,975万3,106円でございます。次が3項中学校費でございますが、こちらは8,391万円ほど増加の1億3,807万723円でございます。次は4項の社会教育費でございますが、こちらにつきましては、4,584万円ほど減少の1億6,578万138円でございます。次が5項保健体育費でございますが、前年から比べまして954万円ほど減少の3,740万2,684円でございます。

次、災害復旧費は省略させていただきまして、12款公債費でございますが、前年から比べまして1,550万ほど減少の7億3,289万3,065円でございます。

次が13款諸支出金でございますが、こちらにつきましましては、前年から比べまして4,961万円ほど減少をいたしまして、905万9,210円でございます。このうち2項土地開発基金でございますが、こちらは前年比較4,909万減少の131万6,469円でございます。こちらにつきましましては、土地開発基金から生じた利息だけを積み立てたということでございます。3項土地開発公社費でございますが、前年比較51万減の774万2,741円でございます。土地開発公社借入金利子の補助ということで支出をいたしたものでございます。

歳出合計いたしますと、支出済額が前年から比較しまして5,990万円ほど減少の53億334万5,982円となります。したがって、歳入総額でございますが、57億6,848万9,339円、歳出総額53億334万5,982円、歳入歳出差引残金4億6,514万3,357円でありまして、このうち21年度への繰越明許の財源といたしまして、6,883万7,000円がございますので、これを差し引きますと、実質収支額といたしまして、3億9,630万6,357円となるものでございまして、こちらを21年度へ繰り越しをいたすものでございます。

これまでは款項に係る数値についてご説明いたしました。この後に目が複数にまたがるものと主要なものについて説明をいたしたいと思っておりますので、9ページのほうにお進みをいただきたいと思います。

まず、9ページ、10ページでございますが、まず1款1項1目町民税のうち、個人に係るものでございますが、収入済額が7億823万2,737円でございます。こちらにつきましましては、前年に比較しますと2,389万円ほど増加をいたしております。この理由といたしますと、納税義務者が72名ほど増加をしたということになっております。

次が2目の法人でございますが、こちらにつきましましては、1億5,226万9,150円でございます。前年に比較して2,123万円の増加ということでございますが、こちらにつきましましては、新規設立の法人2件による納税の増額ということでございます。

次に、2項1目の固定資産税ですが、10億2,784万7,153円の内訳を申し上げますと、住宅が134棟ほど増加をいたしまして、こちらで1,370万円ほどの増収と、それから岩田流通団地の倉庫からの税収が3,340万円ほどの増収ということが主な要因でございます。

それから、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、こちらにつきましましては、5,305万4,800円、ほぼ前年と同額でございますが、こちらは渡良瀬遊水地にかかわるものでございます。

続きまして、16ページへお進みをいただきたいと思います。16ページの真ん中ほどですが、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、こちらの内訳についてご説明をさせていただきます。地方交付税につきましましては、総額で14億7,080万2,000円という決算でございますけれども、この内訳といたしますと、普通交付税が13億4,007万2,000円ということでございまして、前年度に比較しますと5,594万2,000円減少をいたしております。次に、特別交付税でございますが、こちらが1億3,073万円ちょうどでございます。前年比274万6,000円ほど増額ということでございます。これを差し引きいたしますと5,319万6,000円の減少ということでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。18ページの2項の負担金の1目民生費負担金でございますが、こちらにつきましましては、5,809万3,530円でございます。このうちの主なものとしますと、3節の児童福祉費負担金でございます。こちらが5,709万5,610円と。これは保育園利用者の負担金が主な収入でございます。

す。

次が2目の農林水産業費負担金でございます。収入済額が73万3,000円でございますが、これにつきましては、ここの説明にあるとおり、邑楽東部第一排水機場維持管理負担金といたしまして、館林市及び藤岡町から収入になったものでございます。

次に、13款1項1目総務使用料でございますが、決算が2,496万8,365円でございますが、こちらの主なものを申し上げますと、交通対策使用料で駐車場使用料2,417万円余が主な収入となっております。

では、20ページをお願いいたします。3目の商工使用料でございますが、112万7,000円でございます。これにつきましては、揚舟の乗船料でございます。

次が4目の土木使用料でございますが、507万8,128円でございますが、この内訳を申し上げますと、道路占用料で182万円余、それから町営住宅使用料で300万円余の収入が主なものでございます。

次に、2項の手数料、1目総務手数料でございますが、927万8,630円でございます。こちらにつきましては、戸籍謄抄本等の交付手数料でございます。

次に、このページ一番下でございますが、2目の衛生手数料3,428万3,550円でございますが、次の22ページをごらんになっていただきたいと思いますが、こちらでこの主な収入でございますが、指定袋の売払手数料が2,683万7,200円という収入になってございます。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、こちらは1億1,545万6,698円でありますけれども、このうちの主な内容を申し上げますと、1節の障害者福祉費負担金でございますが、障害者自立支援給付費負担金が4,806万円余と。続きまして、被用者児童手当負担金が1,632万円等々の収入でございます。

次に、2項1目の民生費国庫補助金でございますが、2,946万2,000円の決算でございますが、こちらにつきましては、地域介護・福祉空間整備交付金等でございます。

次が2目の衛生費国庫補助金でございますが、623万759円でございますが、こちらにつきましては、24ページのほうをごらんになっていただきたいと思いますが、24ページ一番上のところ、浄化槽設置整備事業費の交付金ということで618万4,000円の歳入がなされております。

次が3目土木費国庫補助金でございますが、2,313万2,249円で、このうち道路橋梁費の補助金ということで、地方道路交付金事業の補助金といたしまして、2,195万7,249円が歳入になっております。

次に、4目教育費国庫補助金でございますが、694万8,000円でございます。こちらにつきましては、公立学校施設整備費の交付金等でございます。

次が5目の総務費国庫補助金でございますが、2,476万5,000円でございます。この主たるものにつきましては、情報推進費の補助金でございますが、地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆるケーブルテレビのネットワークの整備にかかわる補助金でございます。

次に、3項2目の民生費国庫委託金でございますが、470万5,673円でございますが、こちらにつきましては基礎年金の事務委託金が425万1,749円でございます。

次に、3目の農林水産業費国庫委託金で490万9,839円でございますが、26ページをごらんになっていただきたいと思いますが、26ページ、一番上のところでございますが、これにつきましては、邑楽東部第一排水機場管理費の委託金ということで歳入になっております。こちらが490万9,839円でございます。

次が15款1項1目民生費県負担金でございます。1億213万6,805円でございますが、この主なものを申し

上げますと、障害者自立支援給付費負担金が2,430万円余。それから被用者小学校修了前特例給付負担金が1,643万6,666円等でございます。

次に、2項2目の民生費県補助金でございますが、6,691万1,305円でございます。こちらにつきましては、障害者福祉費の補助金で1,210万9,204円等が主な内容でございます。

では、28ページへお願いをいたします。福祉医療費の助成金でございますが、こちらが3,990万5,421円でございます。

続きまして、3目の衛生費県補助金でございますが、493万5,739円でございます。この主なものとしますと、浄化槽設置整備事業費の補助金で377万6,000円が主なものでございます。

次に、4目の農林水産業費県補助金でございますが、2,926万5,150円でございます。この主なものを申し上げますと、農業委員会関係では、農業委員会の交付金で315万円でございます。そのほか、水田農業総合推進事業費補助金で945万円余、それから小規模土地改良事業長沼地区の補助金で504万円ちょうど等が主なものでございます。

一番下、5目教育費県補助金でございますが、181万4,000円、これにつきましては、放課後子ども教室推進事業費の補助金135万6,000円が主なものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。3項1目総務費県委託金でございます。3,827万4,665円でございます。この主なものを申し上げますと、徴税费委託金といたしまして、県税徴収取扱費交付金3,657万5,321円が挙げられるものでございます。

続きまして、2目土木費県委託金でございます。550万1,908円でございます。この主なものにつきましては、谷田川除草管理委託金500万円でございます。

では、32ページへお願いをいたします。32ページ、16款財産収入のところ、1項2目利子及び配当金でございますが、778万4,423円でございます。こちらにつきましては、前年から比べますと、利息収入441万円ほど増加をいたしております。この内容につきましては、備考欄にありますとおり、各基金から発生した利息収入でございます。なかなか基金の運用等で苦心をした結果でございます。

次に、2項1目の不動産売払収入でございますけれども、119万8,176円、これは法定外公共物のいわゆる払い下げ、売り払いに伴う収入でございます。

次が2目の物品売払収入でございます。85万円でございますが、これは公用車の売払収入でございます。

次に、34ページをお願いいたします。17款1項2目の指定寄附金でございますが、こちらは105万円でございます。

次が18款繰入金、1項特別会計繰入金のところにつきましては、各会計への繰入金ということでございまして、それぞれ申し上げますと、水道事業会計が35万8,442円、介護保険特別会計が20万5,411円、老人保健特別会計が489万2,602円、国民健康保険特別会計繰入金は87万8,018円ということでございます。

2項の基金繰入金でございますが、こちらが4億3,900万円ということになっておりますが、36ページへお進みをいただきたいと思います。36ページの1目財政調整基金繰入金5,000万円、5,000万円の積み立てをしたと。2目の減債基金繰入金2億1,796万2,000円と、3目のふるさとづくり事業基金繰入金でございますが、318万3,000円、4目公共施設等整備維持基金繰入金が1億160万円ちょうど、それから5目土地開発基金繰入金が6,625万5,000円ということでございます。

次に、20款の諸収入でございますが、1項1目延滞金が189万8,202円でございます。

次に、38ページをお願いいたします。2項の1目町預金利子でございますが、こちらは146万3,208円ということでございまして、こちらにつきましては、歳計現金にかかわる利子収入ということでございます。

次に、4項受託事業収入の1目民生費受託事業収入でございますが、こちらが202万2,534円でございます。これは後期高齢者医療広域連合の受託事業収入でございます。

2目の土木費受託事業収入が57万1,200円でございますが、こちらにつきましては、海老瀬川樋管及び板倉川樋管操作受託事業の収入でございます。

では、40ページをお願いいたします。5項雑入の2目弁償金でございますが、収入済額として金額は少ないところでございますが、7万8,750円という決算でございますが、これにつきましては、町道破損に伴う損害賠償金の収入があったものでございます。

3目雑入につきましては、5,445万3,144円でございます。主なものといたしますと、こう40ページ、一番下の欄に板倉ゴルフ場賃借料2,088万1,112円がございまして、これが主たる収入になろうかと思っております。

次に、42ページをお願いいたします。こちらでやはり雑入の中、新市町村振興宝くじ市町村交付金が344万6,000円、それから下のほう、下から5行目ですが、農産物直売所納付金として159万7,000円余というような収入が主なものでございます。

次に、21款1項1目衛生債でございますが、830万円でございますが、こちらにつきましては、上水道事業債として一般会計から水道事業特別会計のほうへの出資をする起債でございます。

2目の農林水産業債が2,770万円でございますが、これは一般公共事業債といたしまして、県営内郷土地改良事業、それから国営附帯県営農地防災事業に充てる起債の収入でございます。

3目臨時財政対策債でございますが、1億7,700万円ということでございました。

次に、46ページをお願いいたします。こちらから歳出になりますけれども、まず2款総務費の1項1目一般管理費ですが、2億1,228万660円でございます。この主なものは人件費でございますので、48ページのほうに進みたいと思っております。

次に、2目の文書費でございますが、こちらが2,106万1,268円でございますが、この辺につきましては、秘書政策一般関係経費と行政安全一般経費ということでございます。

次に、50ページをお願いいたします。3目の財政管理費でございますが、509万4,840円、この主なものといたしますと、財務会計システム運営事業で388万5,000円の支出がございまして、

次に、5目の財産管理費でございますが、こちらは4,958万489円でございますが、町有財産管理事業といたしまして、2,972万円余の支出をいたしたところでございます。

では、52ページへお願いいたします。こちらでは敷地賃借料といたしまして、板倉ゴルフ場賃借料、上から4行目です。14の敷地賃借料、板倉ゴルフ場賃借料といたしまして、2,219万6,205円を支出をいたしております。

次に、6目企画費でございますが、626万2,270円でございますが、こちらにつきましては、国道354号バイパス延伸整備事業等の協議会負担金等でございます。

次に、54ページをお願いいたします。この企画費で一番大きな支出といたしますと、二重丸、上から2つ目のところの広域行政事業でございますが、東毛広域市町村圏振興整備組合負担金といたしまして、584万

7,000円の支出がございます。

次に、7目の広報広聴費でございますが、385万9,200円、これの主なものといたしますと、広報紙の作成事業で383万7,200円がございます。

次に、一番下のところ、情報推進費でございますが、3,121万6,849円でございますして、56ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、一番上の二重丸、地域情報通信基盤整備推進事業でございますして、2,376万5,000円の支出がございました。次に、情報化推進事業といたしまして、総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A N事業等で657万1,109円の支出を行っております。

次に、下のほうになります、10目の自治振興費でございます。3,249万7,597円でございますして、この主なものといたしますと、行政区運営事業というところで2,780万円余の支出をいたしてございます。

次、58ページをお願いいたします。この58ページ、上の二重丸のところでございますが、コミュニティ助成事業といたしまして、469万円の支出をいたしたところでございます。

次に、12目防犯対策費でございますが、802万9,186円でございます。これの支出の主なものといたしますと、防犯施設整備事業の光熱水費ということで、防犯灯に係る電気料負担が639万円余ということでございます。

次に、13目交通対策費でございますが、2,177万7,362円でございますして、60ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、この主なものといたしますと、町営駐車場の運営事業で365万5,995円、それから路線バスの運行事業といたしまして、1,426万3,000円の負担をいたしております。

では、62ページをお願いいたします。15目のふるさとづくり費でございますが、348万8,325円でありまして、この品物といたしますと、小学校卒業記念の体験搭乗事業で95万2,000円余の支出がございます。また、ふるさとカレンダーの作成事業で133万円余の支出をいたしております。

16目基金費でございます。3億578万6,690円でございますが、この内訳を申し上げますと、基金管理費ということでございまして、財政調整基金元金積み立てが1億5,000万、減債基金元金積み立てが同額1億5,000万、財政調整基金利子積立金が31万8,535円、減債基金利子積立金が317万207円、庁舎等建設基金利子積立金が69万8,677円、公共施設整備維持基金利子積立金が152万8,115円等でございます。

次に、一番下、17目地域活性化・生活対策費でございますが、決算が67万1,095円でございますして、この支出済額、右側に明許で3億8,928万9,000円がございますが、これは皆様方ご承知のとおり、定額給付金、それから生活対策臨時交付金等の事業を21年度に繰り越したものでございます。

では、64ページへお願いいたします。では、2項1目の税務総務費でございますけれども、1億2,350万1,785円でございますして、この内容につきましては、人件費のほかは町税の収納管理業務、それから固定資産税等の賦課業務等の経費でございます。

66ページをお願いいたします。2目の賦課徴収費でございますが、2,679万4,566円でございますして、この主なものは町県民税の賦課業務で1,440万円余の支出、それから諸税の徴収業務で1,237万円余の支出をいたしてございます。

次、68ページをお願いいたします。3項1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、3,912万6,885円でございます。人件費を除く主な支出といたしますと、戸籍整備事務で516万円余、住民基本台帳事務で792万円余の支出が主な支出でございます。

では、70ページをお願いいたします。4項の選挙費、3項の町長選挙費でございますが、429万2,123円の決算となっております。内訳については、備考にあるとおりでございます。

次が4目農業委員会委員選挙費でございますが、こちらは47万1,966円でございます。

次に、72ページをお願いいたします。5目の邑楽土地改良区総代選挙費でございますが、こちらは26万602円ということでございました。

次に、6目の町議会議員の補欠選挙費でございますが、77万6,901円でございます。

次が5項1目の統計調査総務費でございますが、1,511万6,056円でございます。

74ページへお願いをいたします。74ページ、一番下のところでございますが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。2億2,088万5,053円ございまして、76ページのほうにお進みをいただきたいと思います。こちらの関係につきましては、人件費等を除いた主な支出といたしますと、78ページの一番下の部分で二重丸ございますが、民間社会福祉活動事業で町社会福祉協議会運営費補助金が2,288万1,000円、それから国民健康保険特別会計繰出金が1億4,622万3,132円と、この辺が主な支出に当たるものでございます。

次、78ページをお願いいたします。2目の高齢者福祉費でございますが、2億3,465万8,700円でございます。主な支出といたしますと、備考欄、上から3つ目の二重丸がございますが、社会参加促進・生きがい活動推進事業ということで、老人福祉センター管理運営の指定管理委託料で2,026万円、それからシルバー人材センター管理運営ということでの委託料が650万5,000円の支出でございます。それから、敬老祝金につきましては、712万1,580円の支給事業でございました。

80ページをお願いいたします。3目の障害者福祉費でございますが、1億5,652万3,975円ございまして、この主なものといたしますと、備考欄一番下の二重丸のところ、介護給付訓練等給付費9,059万4,618円、続きまして、82ページへ進んでいただきたいと思います。真ん中ほどの二重丸のところ、障害児（者）自立支援事業で4,897万1,445円の支出が主なものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。4目の福祉医療費でございますが、9,941万3,402円でございます。これの内容につきましては、まさに福祉医療の支給事業ということでございまして、福祉医療扶助といたしまして、9,709万1,165円を支出をいたしましたところでございます。

続きまして、5目の後期高齢者医療費でございますが、1億4,188万4,599円、こちらにつきましても、後期高齢者医療事業ということでございまして、給付費負担金が9,519万4,649円と、これが主たる支出負担でございます。

次に、2項1目の児童福祉総務費でございますが、1億1,105万2,435円、こちらの内容につきましては、上から3つ目の二重丸、学童保育整備運営補助事業763万4,000円でございますが、いわゆる学童クラブの運営費補助金がここで支出をされております。

86ページをお願いいたします。こちらでは児童手当支給事業ということで、児童手当の給付金が1億133万円ばかり負担をされております。

次に、2目の児童措置費でございますが、9,560万1,490円ございまして、この主な支出を申し上げますと、真ん中の二重丸、民間保育所保育委託事業で、委託費で7,656万2,360円、次に民間保育所補助事業で1,611万3,115円の支出がなされておりますが、これがこの主な支出でございます。

次に、3目の保育園費でございますが、1億9,654万4,742円ございまして、人件費を除きます主な費用

といたしますと、板倉保育園の運営事業が1,198万8,035円、それから88ページへ参りまして、北保育園運営事業での事業費828万9,925円が主なものでございます。

90ページをお願いいたします。それから、4目の児童福祉施設費でございますが、こちらは総額155万8,916円の決算となっております。

92ページをお願いいたします。こちらでは4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございますが、決算額が1億357万3,902円でございます。主な負担といたしますと、真ん中二重丸のところでございますが、救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということでございまして、邑楽館林医療事務組合負担金が6,770万9,000円と、これが主な支出でございます。

次に、2目の予防費でございますが、5,177万3,132円でございます。

では、96ページのほうへお願いいたします。3目の環境衛生費でございますが、2,196万6,249円、これは上から2つ目の二重丸あるとおり、合併処理浄化槽設置補助事業で1,807万6,000円でございます。

98ページをお願いいたします。2項1目清掃総務でございますが、3,784万2,647円、2目の塵芥処理費が1億7,336万4,369円でございます。100ページをお願いいたしますが、こちらにつきましては、ごみ処理の委託料、それから資源化センターの管理運営事業等の支出でございます。

では、102ページをお願いいたします。一番下のところになりますが、6款1項1目農業委員会費でございます。こちらは314万9,544円ということでございます。

では、次の104ページでございますが、農業委員会運営事業費としては664万7,000円余が支出されております。

次に、2目の農業総務費でございますが、8,253万3,224円でございます。こちらにつきましては、農業関係制度資金の利子補給事業が359万円の負担、それから農業共済事業が2,285万円余の負担でございます。

では、106ページへお願いいたします。3目農業振興費でございますが、3,155万5,579円でございます。こちらにつきましては、水田農業確立対策事業、いわゆる生産調整関係の費用負担がなされております。

では、108ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、1億1,454万8,637円でございます。こちらにつきましては、土地改良事業関係がございまして、県営の内郷土地改良事業、それから国営附帯の農地防災事業、県営の農地防災事業といったものへの負担でございます。そのほかは基幹水利施設管理事業等への負担でございます。

では、次、110ページへお願いいたします。こちらで上から2つ目の二重丸のところでございますが、邑楽東部第一排水機場維持管理事業で502万1,192円が支出されております。それから、その次の二重丸ですが、農地・水・環境向上対策事業で512万8,000円余の支出、それから3つ二重丸飛ばしまして、その次の邑楽東部第一排水機場維持管理事業人件費でございますが、こちらが178万6,500円の支出がなされております。

では、112ページへお願いいたします。7款1項2目の商工業振興費でございますが、1,756万9,474円でございます。次、114ページをごらんになっていただきたいと思いますが、こちらでは商工業振興事業ということでございまして、商工会運営費補助金ということで800万円を支出をいたしておりますほか、板倉まつり運営事業補助ということで350万円を支出をいたしております。

次に、4目の観光費でございますが、705万8,356円でございます。観光振興事業といたしまして、421万2,000円余の支出を出しております。次に、揚舟運行事業でございますが、こちらにつきましては、264万614円

の支出でございました。

次に、8款1項1目土木総務費でございますが、こちらは3,037万3,571円の決算でございました。

では、116ページをお願いいたします。この総務費の中では、人件費のほかには、一般経費のほか、登記関係の事業費がございまして、登記関係の業務で195万7,000円余の負担をいたしております。

次に、2項2目の道路維持費でございますが、こちらは3,161万4,409円ということでございまして、この内容につきましては、道路維持事業ということで2,560万円余を支出をいたしております。

では、118ページをお願いいたします。こちらの15、安全施設工事費のところでございますが、道路の補修工事費で1,483万9,000円余の負担をいたしております。

続きまして、3目の道路新設改良費でございますが、こちらは2億8,887万5,142円でございまして、主なものといたしますと、町道1-12号線の繰り越し工事、それからこちらが3,400万円余、それから町単の道路整備事業が1億253万円余の事業費ということでございます。

では、120ページをお願いいたします。3項1目の河川総務費でございますが、656万5,081円でありまして、この主たるものにつきましては、13節にございます谷田川除草管理委託料で550万円の支出をいたしております。

次に、4項1目の都市計画総務費でございますが、6,180万3,728円ということでございます。

では、次のページ、122ページをお願いいたします。こちらで2目の公園費でございますが、2,675万5,421円でございまして、主なものは公園維持管理にかかわる委託料、それから工事費等でございます。

次に、3目の下水道費でございますが、1億8,630万1,000円ということで、下水道会計へ繰り出しをいたしております。

次に、5目のニュータウン事業費でございますが、こちらにつきましては、少額な決算額でございまして、50万7,648円でございました。

では、124ページへお願いいたします。次は、9款の消防費、1項1目常備消防費でございますが、2億3,039万7,000円でございまして、このうち館林消防組合負担金、常備消防分でございますが、2億1,903万6,000円でございました。

次が2目の非常備消防費でございますが、1,911万6,000円、3目施設費ですが、1,761万4,000円でございます。

それから、防災対策費、4目でございます。一番下のところでございますが、1,255万4,279円でございまして、次の126ページをごらんになっていただきたいと思います。こちらの19節で水防センター工事費負担金1,041万988円を負担をいたしております。これはご承知の大箇野防災ステーションの水防センターの工事費の負担金でございます。

次に、10款1項2目の事務局費でございますが、7,478万4,744円でございます。

次、128ページをお願いいたします。こちらの128ページ、備考の上の部分、丸印のところでございますが、幼稚園就園奨励費補助金985万1,900円、幼稚園運営費補助金261万5,000円が主なものでございます。

次に、4目教育指導費でございますが、1,616万5,493円です。教育指導充実事業、外国青年招致事業等での支出でございます。

次、130ページをお願いいたします。2項1目学校管理費でございますが、1億3,198万8,752円でござい

まして、内容的には小学校運営にかかわる経費で、4,346万円余等が主な支出でございます。

続いて、134ページへお進みをいただきたいと思います。2項2目の教育振興費でございますが、776万4,354円ということでございまして、こちらにつきましては、要保護及び準要保護児童援助費の補助金で197万6,000円余が支出をされております。

次に、3項1目学校管理費でございますが、1億3,465万3,612円でございます。中学校運営といたしまして1,696万1,000円余が支出をされております。

では、次、136ページをお願いいたします。この備考欄、上から4つ目の二重丸でございますが、中学校施設維持管理で9,229万7,457円が支出されておりますけれども、これにつきましては、給食室の施設整備改修工事を実施をいたしまして、このち8,420万円余が工事費として支出をされております。

次に、2目の教育振興費でございますが、341万7,111円でございます。こちらでも要保護及び準要保護生徒援助費の補助金として139万2,000円余が支出されております。

では、138ページをお願いいたします。一番下のほうになりますけれども、10款4項2目の文化財保護費でございますが、779万9,195円が支出をされております。

では、142ページへお進みをいただきたいと思います。4項3目の文化振興費が162万6,789円でございますが、これにつきましては、町民教養講座の事業費等でございます。

次に、4目の青少年教育総務費でございますが、276万6,212円、これにつきましては、町子育連の補助金140万円等が主な支出でございます。

5目中央公民館費につきましては、1,991万6,842円でございます。

では、146ページへお願いいたします。6目東部公民館費ですが、920万9,598円でございます。

次、150ページをお願いいたします。7目南部公民館費でございますが、889万8,502円でございます。

続いて、152ページをお願いいたします。8目北部公民館費でございますが、940万8,693円ということでございます。

では、続きまして、154ページをお願いいたします。9目のわたらせ自然館費でございますが、446万9,596円でございます。

続きまして、156ページをお願いいたします。5項1目の保健体育総務費でございますが、3,012万828円でございます。158ページのほうへ進んでいただきたいと思います。こちら備考欄の下から2つ目のところ、二重丸ですが、指導者の育成・確保事業125万5,000円、これは体育指導員の報酬等でございます。次に、一番下の二重丸でございますが、スポーツ団体等の育成事業ということで、体育協会補助金が105万3,000円支出をされております。

では、160ページをお願いいたします。2目の保健体育施設費でございますが、728万1,856円でありまして、この主な支出としますと、施設の光熱水費で434万2,000円余の支出がございました。

続きまして、一番下のところでございますが、12款1項公債費の1目元金でございますが、決算額が6億4,231万1,624円でございます。これにつきましては、長期債の償還元金でございます。

では、162ページへお願いをいたします。2目の利子でございますが、決算額9,058万1,441円でございます。これにつきましては、先ほどの長期債の元金償還に伴う利子の償還でございます。

以上で歳出につきましての説明を終わらせていただきますが、大変長い説明になってしまいまして恐縮を

いたしましたけれども、よろしくご審議を賜りまして、ご承認いただきたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 大分説明が長かったので、ここでちょっと暫時休憩させていただきます。

2時45分から再開させていただきます。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第72号から75号まで通して説明しますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第72号 平成20年度板倉町老人保健特別会計決算について説明いたします。

老人保健制度につきましては、20年の4月から後期高齢者医療制度へ移行しましたが、医療給付のシステム関係から1カ月分医療費の給付、それから過誤などの精算に係る支払いの残務整理としての決算です。

加入者数ですが、平成20年3月31日時点で2,019人でございます。

1ページから4ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款の支払基金からの交付金ですが、5,824万9,540円で、前年度対比90.8%の減でございます。支払基金の負担割合ですが、歳出の医療給付費及び医療費支給費の50%分に当たります。

2款の国庫支出金ですが、1項の1目医療費負担金は4,922万4,943円で、そのうちのうち1節現年度医療費負担金が3,614万8,000円、2節の過年度医療費負担金が1,307万6,943円でした。国の負担割合は、給付費及び医療支給費の12分の4、大体33%に当たります。

3款の県支出金は1,131万6,131円で、1節現年度分が978万6,000円です。2節過年度分が153万131円です。県の負担割合ですけれども、給付費及び医療支給費の12分の1に当たります。

7ページと8ページをお願いいたします。4款繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、1,419万3,000円で、町の負担割合は医療の給付費及び医療支給費の12分の1になります。

5款繰越金ですが、1,068万5,498円で、これは前年度繰越金ということです。

9ページと10ページをお願いいたします。3項雑入、2目返納金428万590円ですが、これはレセプトの過誤及び再審査に係る返還金です。

以上、歳入合計としまして、1億4,799万4,238円となります。これは前年度対比88.23%の減です。

11ページと12ページをお願いいたします。歳出ですが、2款医療諸費ですが、1目医療給付費、これは柔整、それからマッサージなどの2目医療費支給費、それから3目の審査支払手数料など合わせまして1億1,552万9,519円でした。

3款の諸支出金ですけれども、1項償還金に75万6,498円を、これは前年度分の支払基金への精算返納金です。

13ページと14ページをお願いします。2項の繰出金ですが、489万2,602円を、これは一般会計への繰出金ということで、精算金です。

以上、歳出合計1億2,249万4,891円となりました。

15ページと16ページをお願いいたします。実質収支額ですが、2,549万9,347円ということです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第73号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

ご存じのように、この後期高齢者医療制度、この20年の4月から創設され、開始されています。今回1年目の決算状況ということなのですが、町で処理する事務といたしまして、資格管理、それから保険料の徴収、そういった部分があります。保険料率なのですが、これは県下一律に所得割率7.36%、均等割額3万9,600円でございます。

1ページから4ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略いたします。

5ページと6ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料ですが、7,146万5,700円でした。被保険者数ですが、平成21年3月末現在で1,984人、そのうち男が764人、女性が1,222人でした。1人当たりの保険料額ですが、3万6,021円です。

3款の繰入金ですが、これは一般会計からの繰入金で、事務費と、それから保険基盤安定繰入金ということで4,668万5,810円でした。保険基盤安定繰入金ですが、これの保険料軽減分を公費で補てんするものです。町が4分の1、県が4分の3の負担割合となっています。

7ページと8ページをお願いいたします。1項の延滞金・加算金及び過料ですが、3万500円とありますが、これは保険料の延滞金で14件ありました。

9ページと10ページをお願いいたします。以上、歳入の合計としまして1億1,845万3,721円でした。

11ページと12ページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費ですが、863万4,234円で、1項の総務管理費は、経常的なものです。中でも13節の委託料のうち、330万8,000円を翌年度に繰り越してあります。これは制度改正に係るシステム改修作業が翌年度にまたがってしまうために行ったものです。

それから、2項の徴収費302万4,294円ですが、これは通知の作成、それからデータ処理に関する電算業務委託料ということです。

2款の後期高齢者医療連合納付金ですが、1億308万2,614円で、これは広域連合の事務費などの負担金などでございます。

13ページと14ページをお願いいたします。以上、歳出合計1億1,171万6,848円でした。

15ページと16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、実質収支額は673万6,873円ということです。

以上で説明を終わりますが、これもよろしくご審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第74号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。これ若干ちょっと長くなると思いますが、よろしく申し上げます。

まず、加入者の状況ですが、平成21年3月末現在で、国保世帯2,662世帯、被保険者数5,653人で、そのうち一般の被保険者5,342人、退職被保険者311人でございました。

ちょっと飛びますが、7ページと8ページをお願いいたします。歳入ですが、1款の国民健康保険

税ですが、全体で5億9,129万3,767円で、前年度対比1.53%の増でございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税は5億5,077万2,638円で、これは前年度対比11.6%の増となります。この増えた理由なのですけれども、後期高齢者支援金分、ゼロ歳から74歳の分なのですけれども、それが増えたことによっています。

一方で、2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、これが4,052万1,129円で、前年度対比54%の減額となりました。これは平成20年4月から対象者が65歳未満になりまして、65歳以上は一般の国保へ移行したことによります。26年度までの経過措置ということでございます。

9ページと10ページをお願いいたします。3款国庫支出金ですが、5億6,671万8,126円で、前年度対比9.71%の増です。そのうち、1項の国庫負担金4億4,370万5,126円は、前年度対比約9.5%の増ですが、これにつきましては、療養給付費等負担金の増と、新たに糖尿病などの予防に着目しました特定健診、これが40歳から74歳の特定健診なのですけれども、それが保険者に義務づけられたことによる負担金の増でございます。

それから、2項の国庫補助金、1目の保険者間の格差を是正するための財政調整交付金ですけれども、これには1億2,236万2,000円でした。

それから、4款の療養給付等交付金につきましては、これは退職被保険者に係るものです。1億2,811万1,294円で、これは前年度対比51.7%の減です。これは先ほど申しましたけれども、20年4月から対象者が65歳未満になりまして、65歳以上の方は一般の国保へ移行したということによるものでございます。これは支払基金から交付されます。

それから、11ページと12ページをお願いいたします。5款前期高齢者交付金に1億3,955万2,511円ですけれども、これは新たに創設されたものです。65歳から74歳までの高齢者を前期高齢者と位置づけしまして、高齢者が多い市町村を救済するのが一つの目的でございます。

次の6款の県支出金ですけれども、9,310万4,057円で、前年度対比3.15%の減です。これは1項県負担金には高額医療費共同事業負担金などに1,061万4,057円を、2項の県補助金には県財政調整交付金などに8,249万円で、前年度対比6.04%の減となっております。

13ページと14ページをお願いします。7款共同事業交付金ですけれども、2億4,001万9,260円で、これは前年度対比10.9%の増でございます。これは高額な医療費に関する県単位の互助事業ですけれども、実施主体は国保連です。

1目の高額医療費共同事業交付金と、その下の2目の保険財政共同安定化事業交付金との関係なのですけれども、高額医療共同事業につきましては、1カ月の医療費が80万円を超えた場合に交付されます。その2分の1を公費で負担しまして、国と県もリスクを負担するというものです。一方の保険財政共同安定化事業なのですけれども、これは30万円以上の医療費に係るすべてを対象とします。ただ、これは県内の保険者、群馬県内の保険者が互いに保険料を拠出しまして、実際に発生した医療費に応じて交付されるというものです。

9款の繰入金ですけれども、一般会計からの繰入金になりますが、これは1億4,622万3,132円で、前年度対比30.83%の減でございます。

15ページと16ページをお願いいたします。右のほうですけれども、真ん中あたりですか、4節の出産育児

一時金ですが、該当者は18件ありました。これはもう3分の2が交付税措置ということになります。次の6節のその他一般会計繰入金ですが、6,794万9,775円とありますが、これが一般的に法定外分、つまり法令などで制度化されていない任意の分でございます。

10款の繰越金ですけれども、1億739万483円で、これは前年度の繰越金ということです。

ちょっと飛びますけれども、19ページと20ページをお願いいたします。以上、歳入合計としまして20億1,477万1,453円となりました。前年度対比3.76%の増でございます。

21ページと22ページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費、1目の一般管理費2,917万5,704円については、職員人件費と被保険者台帳作成などの電算業務委託料などです。

2項の徴税費409万7,306円ですけれども、これ主に賦課徴収に係る電算業務委託料などでございます。

23ページと24ページをお願いします。2款の保険給付費ですけれども、12億3,996万8,772円で、前年度対比4.25%の増でございます。

1項の療養諸費ですけれども、1目一般被保険者療養給付費に9億8,179万8,700円で、これは前年度対比27.4%の増です。

2目の退職被保険者等療養給付費に1億351万8,079円で、これは前年度対比37.8%の減となります。

3目の一般被保険者療養費1,042万3,099円、これははりとかきゅうとかマッサージに関するものでございます。

同じく4目の退職被保険者等療養費に112万7,633円でございます。

5目の審査支払手数料には511万8,769円で、これは前年度対比4.14%の増となりました。ちなみにレセプト件数ですけれども、8万613件でした。

25ページと26ページをお願いいたします。2項の高額療養費に1億2,972万2,492円で、前年度対比18.94%の増です。

1目の一般被保険者高額療養費に1億1,299万2,916円で、1,779件ありました。

2目の退職被保険者高額療養費ですけれども、1,672万9,576円で、これは187件でございました。

27ページと28ページをお願いいたします。4項1目出産育児一時金ですけれども、651万円で、1件当たり35万円ですので、18件ありました。

5項の葬祭諸費、これは175万円で、1件当たり5万円ですので、35件分でございます。

3款の後期高齢者支援金等ですが、2億7,931万9,300円、それから4款の前期高齢者納付金等ですけれども、これは37万6,104円でした。

5款の老人保健拠出金ですが、2,216万2,650円ですけれども、これは老人医療納付業務が広域連合に移りましてもう運営されていますけれども、医療給付のシステム関係から1カ月分医療給付、それから過誤などの精算が残るということで予算計上しまして、決算されたものです。

29ページと30ページをお願いいたします。6款の介護納付金、これは40歳から64歳の分ですけれども、1億1,578万4,532円で、前年度対比8.42%の減でございます。

7款の共同事業拠出金ですけれども、2億1,996万7,614円で、前年度対比6.45%の増です。

中でも2目の保険財政共同安定化事業拠出金ですけれども、1億8,480万3,014円で、これは前年度対比6.41%の増となっております。

8 款の保健事業費ですけれども、1,298万9,146円で、これは前年度と比較すると4倍強の支出になっております。この支出の増の理由なのですけれども、これは保険者の義務的事業としまして、特定健康診査等の事業費、それが加わったことによります。

31ページと32ページをお願いいたします。8 款保健事業費236万9,610円で、主に人間ドックの補助事業ですが、107件ありました。1人当たり1万2,000円の助成でございます。

それから、11款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金には889万9,607円ですが、その中で特に大きいのは、33ページと34ページをお願いいたします。3目の一般被保険者償還金に724万9,907円で、これが国庫支出金等に係る精算返還金ということでございます。

35ページと36ページをお願いいたします。以上、歳出合計としまして、19億3,472万7,221円で、これは前年度対比5.47%の増でございます。

37ページと38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですけれども、実質収支額は8,004万4,232円でした。基金の現在高は647万7,000円となります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

最後になりますけれども、議案第75号 平成20年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、全体の概要を申し上げたいと思いますけれども、板倉町の平成21年4月1日現在の人口が1万6,044人、65歳以上の人口なのですが、3,716人です。高齢化率ですけれども、23.16%でございます。保険給付費、これは後ほど出てきますけれども、保険給付費は7億8,043万4,393円で、第1号被保険者1人当たり21万20円の給付費になります。要介護の認定者数なのですけれども、507人です。居宅介護の受給者数ですが、333人、それから施設サービス受給者数は108人、これは333と108を足しまして、合計441人の方が現在サービスを受けているということになります。

具体的に説明いたします。まず、歳入ですが、1ページと2ページをお願いいたします。主なものですが、1 款保険料1億5,677万9,150円、3 款国庫支出金2億245万961円、それから4 款の支払基金交付金は2億5,298万9,561円、5 款県支出金1億1,766万8,975円、7 款一般会計からの繰入金が1億4,438万9,050円でした。8 款の繰越金が2,346万8,360円なので、合計8億9,832万1,526円ということで、これは前年度対比5.4%の増となります。

歳出ですけれども、3ページと4ページをお願いいたします。1 款総務費3,863万866円、2 款保険給付費が7億8,043万4,393円で、前年度対比7.3%の増でございます。

4 款の基金積み立てに3,073万9,165円、5 款の地域支援事業費ということで2,742万9,642円などで、合計としまして8億8,066万3,336円となりました。これは前年度対比1.2%の増です。

歳入総額から歳出総額を引きまして、1,765万8,190円が実質収支額ということになります。

5ページと6ページをお願いいたします。まず、歳入になりますが、1 款1目保険料1億5,677万9,150円で、これは特別徴収者3,543人、それから普通徴収者553人、合計4,096人ございました。

3 款国庫支出金、1 目介護給付費負担金1億3,506万8,201円で、これは給付費の17%相当額になります。

2 項の国庫補助金、1 目の調整交付金5,032万6,000円ですけれども、これは高齢者の保険料の格差を是正するというので、国から交付されるものです。6.45%相当です。

7ページと8ページをお願いいたします。国庫支出金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業費）416万500円につきましては、65歳以上で介護を受けていない人が対象ですけれども、要支援、それから要介護にならないように介護予防教室、それから健康づくり教室を実施しておりますが、その実績に応じて交付されるものです。

また、3目の地域支援事業交付金、包括と任意事業費ですけれども、これが380万4,165円ですけれども、これは特定高齢者が要介護状態になることを予防するための事業ということです。

5目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金860万95円につきましては、これは介護従事者の処遇改善、それから人材確保のために21年度から介護報酬がプラス3%上乘せられました。これによりまして、急激な保険料の上昇を抑制するための措置としまして、町へ交付されたものです。

4款の支払基金交付金ですが、1目介護給付費交付金2億4,752万561円につきましては、これは40歳から64歳までの第2号被保険者分になります。

9ページと10ページをお願いします。5款県支出金、1目介護給付費負担金は1億1,427万2,123円で、給付費の14.6%相当額です。

7款繰入金、1目介護給付費繰入金に9,753万5,751円ということです。

11ページと12ページをお願いいたします。4目その他一般会計繰入金ですけれども、4,345万6,447円で、これは職員に係る人件費及び事務費などでございます。

それから、8款の繰越金、前年度繰越金ということで、2,346万8,360円でございます。

13ページと14ページをお願いします。以上、歳入合計としまして8億9,832万1,526円で、これは前年度対比5.4%の増でございます。

15ページと16ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費のうち、1項総務管理費と、それから2項の徴収費につきましては、職員の人件費、それから賦課徴収などに係る事務費などでございますので、省略させていただきます。

17ページと18ページをお願いいたします。3項1目認定調査等費ですが、これは大きいもので、備考欄をちょっと見ていただきたいのですけれども、備考欄の12の役務費の中の手数料に243万3,900円とあります。これは要介護認定に係る主治医の意見書作成の手数料ということなんです。556件分です。

2目の認定審査会共同設置負担金ですが、これも備考欄見ていただきたいのですけれども、介護認定審査会負担金としまして419万1,000円とあります。これは館林市ほか5町で共同設置している審査会の運営負担金でございます。

19ページと20ページをお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費2億7,462万6,116円ですが、これは居宅介護サービス給付に係る訪問介護、それから訪問入浴、デイサービス、リハビリ、ショートステイ、それらの在宅で受けるサービスの給付費ということなんです。

それから、3目の地域密着型介護サービス給付費8,927万5,428円ですが、これは認知症に対するデイサービスと、それから施設に入所している方の給付費ということなんです。ちなみに受給者は333人でした。

5目の施設介護サービス給付費3億1,140万139円は、特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、療養型医療施設に係るサービスの給付費です。受給者は108人でした。

21ページと22ページをお願いいたします。8目の居宅介護住宅改修費332万9,996円については、手すりの

設置や段差の解消などでございます。

9目の居宅介護サービス計画給付費3,506万3,308円につきましては、これはケアマネジャーによるケアプランの作成などです。訪問介護やデイサービスを利用するときに必要なプランということでやっております。件数ですけれども、4,100件、4,100件ありました。

2項の介護予防サービス等諸費は3,579万5,583円ですが、特にその中で1目の介護予防サービス給付費3,059万8,254円ですけれども、これは要支援に関するサービスの給付費ということです。

23ページと24ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、4項1目高額介護サービス費894万8,083円ですが、自己負担額が一定額以上になったときに、超過分をお返しするというものです。

25ページと26ページをお願いいたします。5項の1目特定入所者介護サービス給付費1,995万6,080円ですけれども、これは施設入所者については、利用料のほかに食費、居住費の負担がありますが、所得の低い方、そういった方については軽減措置がとられているということで、その分でございます。

27ページと28ページをお願いいたします。4款1項1目基金積立金ですけれども、備考欄を見ていただきたいと思いますが、介護保険基金積み立てに2,213万9,070円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金に860万95円ということでございます。

5款の地域支援事業費ですけれども、これは介護予防、それから包括支援事業、合わせまして2,742万9,642円で、65歳以上の方が要介護状態にならないように、また活動的な高齢者を増やすための事業ということです。

29ページと30ページをお願いします。これは下のほうをちょっと見ていただきたいのですが、7款1項2目償還金310万9,509円ですけれども、事務費交付金の確定に伴う国庫負担金などの返還金などでございます。

31ページと32ページをお願いいたします。7款3項1目繰出金20万5,411円ですが、これは過年度分の一般会計への精算金ということです。

以上、歳出合計8億8,066万3,336円でございます。

33ページと34ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですけれども、実質収支額は1,765万8,190円となりまして、基金につきましては、決算年度末現在高で1億8,085万6,000円となりました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 大変お疲れのところ申しわけありません。議案第76号、続けて77号を説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第76号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

1ページから4ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりですので、省略をさせていただきます。私のほうからは5ページの歳入から説明をいたします。

まず、1款の使用料及び手数料ですが、使用料としまして収入済額が4,241万4,342円、そのうち下水道使用料が4,187万1,510円ということで、件数が5,800件、これは支払い回数でございます。また、滞納繰越分

につきましては54万2,832円、87件分でございます。

2項の手数料、下水道の手数料につきましては、1万円でございます。

また、2款の国庫支出金と3款の県支出金については、ございません。

4款の繰入金でございますが、これにつきましては、町の一般会計から繰入金で、その金額が1億8,630万1,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。5款の繰越金につきましては、1,189万4,418円でございます。

6款の諸収入につきましては、9万9,820円。

以上、歳入合計しまして2億4,071万9,580円となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。歳出になりますが、1款の下水道費の合計で6,948万3,278円となります。

内容につきましては、1目の下水道総務費2,490万3,172円ですが、主に職員の人件費と使用料の徴収事務委託料、主に下水道のほうから上水道のほうへ事務費として支払っているものでございます。

2目と3目は省略をさせていただきます。

4目の水質浄化センター費ですが、4,450万9,406円で、主に水質浄化センターの需用費、それと委託料でございます。需用費としましては、光熱水費に690万6,571円、また委託料につきましては、12ページを見ていただきたいのですが、維持管理業務委託料としまして、2,677万5,000円、これにつきましては、業者が月島テクノサービスの委託料でございます。また、その処理をするに当たりまして、汚泥の処理業務委託料に303万5,709円です。この排出の量につきましては、186トン排出をいたしております。主に排出場所につきましては、太平洋セメントのほうへ委託をしております。

また、2款の公債費につきましては、1億6,171万7,949円です。内訳につきましては、起債の償還元金に1億2,315万18円、また起債償還利子としまして、3,856万7,931円でございます。

歳出合計としまして、2億3,120万1,227円となります。

以上、説明は終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第77号を説明したいと思っております。一番最後です。議案第77号 平成20年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

決算の報告書、損益の計算書、剰余金の計算書、それから剰余金の処分計算書、貸借対照表の5項目を説明をさせていただきたいと思っております。

1項目の決算書につきましては、提案理由で説明してありますので、省かせていただきまして、私のほうからは5ページの損益計算書から説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。まず、平成20年度の板倉町の水道事業の損益計算書ですが、まず1の営業収益ですが、(1)の給水収益につきましては、3億267万2,628円でございます。平成20年度末現在で給水戸数は約5,100件でございます。(2)の受託工事収益はございません。(3)のその他の営業収益につきましては、1,381万3,860円です。これにつきましては、材料の売却収益、それからほかの会計の負担金、加入金などがございます。以上、合計しまして3億1,648万6,488円でございます。

また、2の営業費用ですが、16ページを見ていただきたいと思っております。16ページの1目の原水及び浄水費に1億5,277万2,128円、これにつきましては、主なものとして電気保安業務、さらには水質検査の委託

料で1,462万2,584円、また塩素代の薬品費に140万7,360円、それから各浄水場の電気料としまして、動力費に1,937万1,611円、また県水の受水費に1億1,413万3,639円、受水量につきましては、年間契約量が99万2,400トンでございます。

次の2目の配水及び給水費ですが、942万8,612円、これの主なものとしたしましては、漏水の調査、それと量水器の交換委託料ということで237万5,229円、また漏水の修繕費に482万8,770円などでございます。

また、4目の総係費につきましては、5,397万2,600円、主に職員の給料、手当等を、あるいは会計システムの委託料等でございます。

また、5目の減価償却費につきましては、9,114万1,812円でした。

また、6目の資産減耗費は、現存しない量水器を帳簿から除いた結果、11万7,441円でした。

また、7目のその他営業費用につきましては、材料の売却原価146万8,920円でございます。

以上、合計しまして3億890万1,513円となります。

また、5ページに戻っていただきたいと思います。1の営業収益から2の営業費用を引きまして、右端の数字758万4,975円が営業利益となります。

それから、3の営業外収益ですが、15ページをちょっと見ていただきたいのですが、これにつきましては、受け取りの利息、預金利子、それと下水道の料金の徴収事務の委託料など雑収入を合わせまして163万5,355円ということでした。

また、5ページに戻っていただきたいと思います。4の営業外費用につきましては、支払利息に2,451万1,113円、雑支出につきましては25万4,389円となり、合計で2,476万5,502円となります。

また、3の営業外収益から営業外費用を差し引きますと、マイナスの2,313万147円となります。

経常損失につきましては、営業利益758万4,975円から、先ほどの営業外収益と営業外費用のマイナス分2,313万147円を差し引きますと、1,554万5,172円が経常損失となります。

それから、6の特別損失につきましては、17ページを見ていただきたいと思います。288万4,614円、これにつきましては、漏水による減額分あるいは不納欠損分でございます。件数につきましては、124件ございました。

また、済みませんが、5ページに戻っていただきたいと思います。当年度の純損失につきましては、経常損失からその他特別損失を差し引きまして、1,842万9,786円となります。前年度比較しますと、2,500万円ほど減になります。この理由につきましては、料金の収益の減、それと加入金等の減でございます。

前年度の繰越利益剰余金が8,108万1,355円ですので、当年度純損失を差し引きまして、6,265万1,569円が当年度の未処分利益剰余金となります。

6ページのほうですが、剰余金計算書について説明をしたいと思います。1の減債積立金につきましては、4,583万9,074円、また2の建設改良積立金につきましては、前年度未残高で1,349万884円などで、積み立て合計が6,232万9,958円となります。

また、3の未処分の利益剰余金ですが、前年度分が8,548万1,355円というようなことでございます。片仮名のイの減債積み立てに140万、またロにつきましては、建設改良積み立てに300万を処分いたしまして、繰越剰余金年度末残高が8,108万1,355円となります。損益計算書にありますように、当年度純損失が1,842万9,786円ですので、当年度の未処分の剰余金につきましては、繰越利益の剰余金年度末残高と当年度の純損

失を差し引きまして、6,265万1,569円となります。

7ページをお願いいたします。資本剰余金の部でございますが、国庫補助金の前年度残高が5,000万4,973円、当年度発生額、補助金ですが、350万円でございます。合計で5,333万8,306円でございます。また、工事分担金につきましては、前年度が3,193万1,689円で、本年度はございません。また、工事の負担金につきましては、前年度が1億9,375万4,137円、当年度の発生高、負担金が1,343万7,620円で、計2億677万3,186円です。また、4のその他剰余金につきましては、前年度分が3億5,082万4,579円です。当年度の発生高2,954万2,800円と合わせまして、3億8,036万7,379円となります。

8ページをお願いいたします。これにつきましては、計画ということですが、平成20年度の板倉町の水道事業剰余金の処分計算書でございまして、当年度の末処分利益剰余金として6,265万1,569円出ましたけれども、これから減債の積立金、それと建設改良積立金はなく、翌年度繰越利益剰余金を6,265万1,569円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。貸借対照表ですが、まず1の固定資産の有形固定資産ですが、土地につきましては1,863万7,767円、建物が9,588万8,021円、また構築物につきましては19億6,906万7,303円、それと機械及び装置が2億1,488万2,598円、それと車両の運搬具が11万7,580円、工具器具及び備品が5万7,270円、建設仮勘定はゼロということで、合計しまして22億9,865万539円となります。

それから、無形固定資産につきましては、電話加入権ですが、23万6,044円、合わせまして固定資産は22億9,888万6,583円となります。

また、2の流動資産につきましては、現金預金が1億6,469万8,708円、未収金につきましては3,063万2,122円、未収消費税の還付金が140万7,200円、貯蔵品が546万4,320円などで、流動資産の合計につきましては2億220万8,619円となり、資産の合計が固定資産、流動資産合わせまして25億109万5,202円となります。

10ページをお願いいたします。流動負債につきましては、電気料の経常費の未払金が4,312万9,880円、合計で4,312万9,880円となります。

また、資本の部ですが、(1)の自己資金につきましては、出資金が5,840万、これにつきましては、前年度の町の出資金が830万円加算されたものでございます。また、組入資本金が7億9,284万1,639円で、合計8億5,124万1,639円となります。また、(2)の借入資本金につきましては、企業債が8億933万1,596円ですが、借入起債が2,170万、償還が3,290万3,336円で、前年度の残高から差し引きますと、1,120万3,336円の減ということになります。自己資本と借入資本金を合計しまして、16億6,057万3,235円となります。

また、資本剰余金につきましては、国庫補助金が5,333万8,306円、それと工事の分担金が3,193万1,689円、工事費負担金が2億677万3,186円、その他剰余金が3億8,036万7,379円で、その合計が6億7,241万560円となります。

それから、利益剰余金につきましては、減債積立金が4,583万9,074円、それと建設の改良積立金、これが1,649万884円、当年度末処分利益剰余金が6,265万1,569円で、その合計が1億2,498万1,527円となります。

剰余金の合計につきましては7億9,739万2,087円、資本合計が24億5,796万5,322円となりまして、負債の資本合計は、流動負債合計と資本合計を足しますと、25億109万5,202円となります。

11ページからは附属資料でございますので、後ほど参考に見ていただきたいと思います。

以上をもちまして説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 以上で各会計決算の説明が終わりました。

○監査報告

○議長（塩田俊一君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、青木佳一君。

[監査委員（青木佳一君）登壇]

○監査委員（青木佳一君） 本来ならば、塩田委員長がもう最後の場所なので、塩田委員長に監査報告してもらおうかなと思ったのですけれども、慣例で議員がやっているのだから、おまえやってくれということでございますので、報告を申し上げたいと思います。

平成20年度各会計決算についてご報告を申し上げます。

平成20年度の各会計決算審査については、去る8月26日に実施いたしました。各会計とも予算の執行は適正に行われており、各決算は計数的に正確で、内容も正当なものと認めました。一般会計につきましては、歳入総額57億6,848万9,339円、歳出総額53億344万5,982円、歳入歳出差引額4億6,514万3,357円となっており、各特別会計並びに水道事業会計とともに、非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成20年度の決算審査の概要を申し上げますが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思っております。なお、議員各位におかれましては、さらに十分な検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（塩田俊一君） 以上で監査報告が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。この決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査後、最終日の17日に行いますので、ご了承願います。

○陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書について

○議長（塩田俊一君） 日程第28、陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書については、総務文教福祉常任委員会へ付託します。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 3時52分)